- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

- ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。 ◎ ・各WGで既に終討中又は検討を行う事項 ・所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項 △・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	巫母口	所管省庁への検討	内閣府で	担实市场	担宅の具体が内容等	提案	所管	所	<b>「管省庁の検</b>	討結	果	規制改革推進会議	
文刊借专	受付日	要請日	りまとめ日		提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	における再 検討項目	プにおける処理方針
300402001	30年 4月2日	30年 5月24日	30年 6月15日	住宅瑕疵担保責任保険の見直し	・分譲主等の倒定などの場合に瑕疵担保責任について、消費者を保護するため、 住宅預度担保履行法が、2009年10月に施行され、分譲主等が1戸当とり5~6万 の保険加入をする義務がある。 ・しかし、実際に、法施行後に保険金が支払われた件数は多くないと考えるため、 保険金支払いのケースに関する情報公開と、保険料の減額または保険料算定の 見置し等保険制度の見置しについて提案する。 ・現状として、分譲主等の支払う保険金は、消費者の場質を欲の増大につながり、不 効度分野を中心に展発済の活性化に質すると考える。	民間企業	国土交通省	ア、保険金の支払いのケースに関する情報公開 保険事故の免生状況や保験金の支払状況については、ホームページ上で公開してい る資料に含まれていますが、単独の情報として掲載していません。 イ、保険料の減額または保険料算を見重し、等限険制度の見重し 住宅環底担保責任保険法の保険料は、名住宅環底担保責任保険法、が保険金支払い の見込み等をもとに、自らの業務規程に定めています。(国土交通大臣は、保険法人 を表しています。)	ア. ー イ. 特定住宅瑕疵 担保責任の履行の 確保等に関する法	対応可能 イ. 現行 制度下で	ア、保険事故の発生状況や保験金の支払状況について、住宅事業者等が最新の情報を容易に関覧できるよう。今後、当該情報を独立させてホームページに掲載し、情報の定期的な更新を行います。 イ・今夏より、来年10月の法施行10年経過を見超え、有識者による検討会を開催しこの中で保険料の水準や保険金の支払状況等について分析等が行われる予定です。		
300402002	30年 4月2日	30年 4月24日	30年 5月15日	ビニールハウスを 農業用施設として 利用する際の規制 緩和		民間企業	国土交通省	・建築基準法第2条第1号において、「建築物とは土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」と定義されています。 ・このため、農棄用ビニール・ハウスに限らず、一般的に土地に定着「屋根及び柱もしく 別は壁を有するらのは建築物とて、建築基本に適合させる吸があります。 ・また、建築物を建築しようとする場合、工事着手前に当該建築計画が適法であることについて、建築主事による確認(建築確認)を受ける必要があります。	第1項、第6条第1	現行制度 下で対応 可能	屋根を天幕、ビニール等で覆い、それらの材料が容易に取り外せるものの建築基準上の取扱いについては、例規明和37年住指発第6号において、屋根等が土地への気着性が認められないため、建築物としては取り扱かない旨を既に示しています。これらを参考に、建築主事が、地域の実情を踏まえつつ、個別のビニールハウスが建築物に該当するかどうかを建築基準法の定義に照らして適切に判断していくべきものと考えます。	Δ	
300403001	30年 4月3日	30年 4月24日	30年 5月15日	国交省所管の申請 に保る証明書類 省略について	(問題点) 建設業や管建業などの国土交通省が所管する許認可においては、会社の登記事項証明書のほかに、破産していないことの証明書まで求められる。 破産していないことの証明書とは、市町村役場で発行する「(禁治産者などでない) 身谷証明書」と、法務局で参行する「(成年後見人などが)登記されていないことの証明書」の2通が必要になる。 役員会員分が求められ、非常に手間の掛かる作業となっている。しかも、法務局における登記申請の場合は、資格者代理人がよ人確認などをすることで、一定の書類の金額が扱られているが、園文名はこれを認められている。「観を者代理人が当場を任状を提出して登録する制度があり、その後の更新申請などに関し、委任状を省略することも、一定の書類の省額があり、その後の更新申請などに関し、委任状を省略することで、一定の書があり、その後の更新申請などに関し、委任状を追認めるべきである。 (1)投員のマイナンバーを記載したときは、これらの書類の省略ができるはずであるが、国交省はこれを認めていない。国交省は、省略を認めるべきである。 (2) 法人署号を記載したときは、法人の登記専選証明は不要にできるはずであるが、国交省はこれを認めていない。国交省は、省略を認めるべきである。 (3) 許可更新時において、前回の許可申請時に提出した市町村役場の「身分証明書」があれば、次の更新時までに「禁治産者などになることは制度のにあり得ない(禁治産者の制度はすでにない)ので、再度の提出は不要となるはずであるが、国交省によれては、資格者代理人が代理申請をするときは、包括委任を認めるなど、一定の緩和措置を設けるべきである。 (4)国交名においては、資格者に関したる意思が代理とは言えない、した。会社や役員が自ら経歴等を証明する書類には、代表者や役員の協印が求めらかれており、これらの証明書類には、資格者代理人による意思では当言ない、いない。国家資格者の印鑑によって、終歴書等の代理作成や訂正ができるようによりでは、資格者である。 (5) 宅地開発許可等は、不服審査請求の場合を除き、資格者であっても本人申請を求め、代理申請が認められていないが、国家資格者に依頼する権利を認めるべきである。	個人	国土交通省	また、国土交通大臣に保る建設業許可事務の取扱い等を定めた許可事務ガイドライ カンにおいて、許可申請審議の作成を代理人を通じて行う場合において、作成に保る受 代状の写しその他の作成等に係を権限を有することを証する画の 添付を求めている。また、代理人の記名押印を可又は不可とする許可申請書類を定めている。 (S)について(都市計画法、宅地造成等規制法) 都市計画法に基づく開発行為の許可について、許可を受けようとする者は開発行為計可申請書を選び戻り来等に対して提出し、許可を受けなければならないこととしてい	第4条 宅地建物取引業法 を 記 記 記 記 第 3 8 8 8 9 8 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	(3) 検定 (4) 対応不可 (5) 現行制度	(2017年11月更新) (2)法人の参記事項証明書により法人の役員等について確認しているところでありますが、現在のところ法人番号により法人の役員等の情報を国土交通省では確認するとはできないため、法人の登記事項証明書の提出が必要となります。 (3)許可等申請書類の簡素化について今後検討を行うこととしております。 (4)国土交通大臣に係る建設業許可事務の取扱い等を定めた許可事務がイドライン		

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

京公平日	〒4日		内閣府で	担实表示	招告 o 目 b b b com	提案	所管	i	所管省庁の検討結	果	規制改革推進会議	
受付番号	受付日	への検討 要請日	の回答取 りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応(分類			耳プにおける 処理方針
300406001	30年 4月6日	30年 4月24日	元年 9月27日	コ/ミー(クラウドデリ パリー):自家用自動 車の有債運送利用の 弾力的運用	(理案内容) 自業用自動車の有償運送利用の許可手続の運用を弾力化し、繁忙期(年末年始・夏季等) に限定せず業軟に認めることとしていただきない。 (理由) 自家用自動車は、原則として有償運送に用いることが認められていないが、道路運送法第78 条第「環3号を根拠として、通速1年末年地及近夏期等製作期におけるトラック施設対策についた「単元を19月1日独自自実前を同りの変あることのことは、年末年後と夏本だしから素性期に思定し、かつ、各繁忙期ことに許可をとることを条件として、その利用が認められている。 しかし、それにも関かなて足や通差労働問題など、いわゆる「を配売要の増加により、宅配ドライバーの個常的な不足や通差労働問題など、いわゆる「を配売ラインス」が社会問題化している。いまや宅配サービスは国民と活にとって必要不可欠なインフラであり、さらなる規制 経和により、定部ドライバ・不足を解消する必要化がある。 また、運送事業者による荷修・指導等が行われることも前提とれている以上、自家用自動車を活用しても構造の少全性に思いませませま。 また、運送事業者による荷修・指導等が行われることも前提とれている以上、自家用自動車を活用しても構造の少全性に思いませま。	一般社団法人新経済盟	国土交通省	して以下機能を乗び機能・導入を事業が必要がらない。 を現状に膨水・例外的に、過路を連集所の条件のを基づき、公共の機能を機能するためやい を得ない場合として、各業に期における自家用自動車の有額運送の許可を行っているところで す。	·貨物自動車運送事業法第78条 模計に 道路運送法第78条 事3号	本温達による取扱いは、事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難な繁忙期に限って、一 の条件のもとで例外的に認めている措置であり、このような繁忙期以外に需要が見込まれる期	ii)	
300406002	30年 4月6日	30年 4月24日	元年 9月27日	配送のシェアリングエ コノミー(クラウドデリ パリー):自家用自動 車の有償運送利用申 請手続のオンライン 化	自家用自動車の有償運送利用にあたっては、各運輸支局から許可を受ける必要があるが、	一般社団法 人新経済盟	国土交通省	年末年始や夏病等繁代期においては、生活間虚物資の輸送需要に加え精密用品を中心とした 能送需要が婚姻に増上、事実用自動車のみではその輸送力の確保が開発となっているは大 鑑み、例外的に、道路運送法第78条第3号に基づき、公共の福祉を確保するためやむを得ない 場合して、各家作期における信息専用自動車の有償運送の許可を行っているところです。 許可に限しては、繁代期毎日中請頂ぐことしており、また、オンラインで申請いただくことはできません。	道路運送法第78条第 検討を引 3号 定	オンライン申請の導入については、導入に係る経費等や虚偽の申請に対する対策、オンライ 申請における本人確認等の手続きの原理性を踏まえた事業者のニーズ等について検討する必 更があることから、これらの事項を総合的に勘案しつつ検討を行ってまいります。	,	
300406003	30年 4月6日	30年 4月24日	元年 9月27日	コノミー(クラウドデリ バリー)の実現	(建築内容) 配送のシェアリングエコ/ミー(クラウドデリバリー)を実現するための注整備を検討していただった。 製味、一般人が自家用自動車を用いて有償で配送サービスを行うことは、貨物自動車運送 事業法に規格する。 現在の配送業界においては、再配達の増加が社会問題となるなど、ラストワンマイル輸送が 大きな課題となっている。また、生活スタイルの変化等により、例えば深夜などの小口かつオ ンデマンドの輸送需要が増えていると考えるれる。 こうした需要を満たすためには、シェアリングエコ/ミーの活用が極めて有効である。すなわ よ、ブラップコームを介し、一般人が自営所自動車を用いてP2Pで配送することが認められれば、条款な供給というシェアリングエコ/ミーの特性により、オンデマンドの配送による再配 環状に向いカーマンディンドの定送によるのでありませい。 環状にあいても自転車や原付による配送は実施的資金となっていないが、これは、それらの緊 環状にあいても自転車や原付による配送は実施的資金となっていないが、これは、それらの緊 環状にあいても自転車や原付による配送は実施的表となっていないが、これは、それら、自腎用 は、利ましても単位の単位とかにより、これが、これは、それらの関 環状にあいても単位の単位とかにより、これが、これは、それらの関 環状にあいても単位の単位とかにより、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	一般社団法人新経済盟	国土交通省	物料の電光に対しては、物料や数字電光を含むしています。 ままたごと はこん 単本体科学学	資物自動車運送事業 法	他人の需要に応じ、有信で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の 全の程度及び利用者利益の保護の親占がら、許可等が必要とされています。 必要な許可なべこうした事業を行うことは、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護が担 されないことから、認めることは困難です。		
300416005	30年 4月16日	30年 5月24日	30年 6月15日	工場を拡張する際 の都市計画法や建 の都市計画法や建 業基準法の運用を 緩和すること		日本商工会議所	国土交通省	都市計画法及び建築基準法においては、良好な市街地環境を確保するために、建築 物の用途制限や容積率、建豪率、高さ制限等の基準が定められています。	都市計画法第8条 建築基準法第48 条、第50条 第50条	都市計画法及び建築基準法に基づき、良好な市街地環境を確保するために、地方な 共団体が都市計画において建築物の用途制限や容裕率、建築率、高含制限等の基 度 を定めているところす。企業が生産性向上で達する設備費を行うこと自は表 が な市市地理境の確保に寄与するものではなく、そのことをもってこれらの基準を緩和 ることはできませんが、地域の実情に応じ、良好な市街地環境の確保を目的とした都 市計画法に基づく地区計画制度や避産基準法に基づく特例許可制度を活用し、これ の規制の報料を受けることは可能です。	F	

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	巫仕口	所管省庁	内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管		所管省庁の	検討結	果	規制改革推進会議	ワーキング・グルー
安刊留写	文刊 口	への検討 要請日	りまとめ日		旋条の具体的内谷寺	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	における再 検討項目	プにおける 処理方針
300416011	30年 4月16日	30年 5月24日	30年 6月15日		【要望内容】 森林経営の大規模化・集約化の障害となっている所有者不明山林対策 【理由】 所有者不明の山林は、森林経営の大規模化・集約化の最大の障害となっているため、②地籍開産の徹底、⑤公示を経て市町村が経営・管理する仕組みの創設、⑤ 加速レーザ計削による広域的な3D森林データの作成と一元的な提供、等を早急 に行う必要がある。	日本商工会議所	農林水産省省	[alcついて] 地籍開発は、国土開発法(限和26年法律第180号)に基づき、市町村等が実施主体となって進められています。国及び都道府県については、地籍調査を実施する市町村等に対し、同法に基づき当該創査に要する経費を負担することにより支援しています。 [blcついて] 森林法において、共有林で一部の所有者が不明の場合であっても、県知事裁定を結び、「共有者自ら技採・造林を行うことができる制度を設けています。 [clcついて] 航空レーザ計測等のリモートセンシング技術の活用に関するガイドラインの作成や、森林情報を共有する森林クラウドシステムの導入に向けたシステム仕様やデータ形式の標準化等の取組を実施しています。	場合の2 【bについて】 森林経営管理法 (平成31年4月1日 施行)	[alcつい て] 事実誤認 [blcつい す対応 [alcつい て] 対応	[alcついて] 地類調査については、市町村等が実施主体となって、地域の状況等を勘案しつつ対対  地質調査については、市町村等が実施主体となって、地域の状況等を勘案しつつ対対  地区等を設定し、順次調査を進めていくものであり、地籍調査を実施することについて  対象が存在するものではないと考えております。  なお、現在、地質調査とするといます。  なお、現在、地質調査とするといます。  は、現在、時間調査は平成の生態を埋んされて第6次回上調査事業計画に基定を進められておりますが、平成29年3月末時点での全国の面積ペースでの進捗率は  か529年75本の一方、山村部の連捗率は終りまたしては、高齢化等の進展による筆界確  認が困難なか場の情知や急峻な地形等により、土地所有者等の立会いが困難である  こと等が挙行られます。  国としては、特に進步が遅れている上が部において、空中写真測量技術等の新技術  環入することにも、現地調査を可能な限り場略した調査手法の導入を検討しており、  引き続き地方公共団体等と連携し、地籍調査の推進を図って参ります。  [bl:ついて]  森林経営管理法(平成31年4月1日施行)において、森林の集積・集約化にあたり、所有者不明森林、共有者不明森林について、市町村による探索、公告、都道府県知事  おる現時みや無きを経て、市町村に森林の経営管理を行う権利を設定する仕組み・ 指置することとしています。  [cl:ついて]  航空レーザ計測、森林情報の共有のための森林クラウドシステムの導入等を支援しているところです。	5 5	
300416017	30年 4月16日	30年 5月24日	30年 6月15日	地域の新たな交通 システムを整備す ること	【要望内容】 地域の足となっている「エコカート」への支援 「理由】 ・	A-## =c	国土交通省	s 制度ありません	ありません	検討を予 定	今後、支援のあり方について検討をすすめます。		

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

- ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。 ◎ ・各WGで既に終討中又は検討を行う事項 ・所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項 △・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	<b>巫仕口</b>	所管省庁への検討	内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管 所管省庁の検討結果		規制改革 推進会議	グ・グルー
文刊借与	文刊口	要請日	りまとめ日	灰米尹垻	従来の共体的内台寺	主体	官庁 制度の現状 該当法令等 対応の 分類	対応の概要	における再 検討項目	プにおける 処理方針
300508001	30年 5月8日	30年 6月12日		- ライドシェア新法 」 の提案	一般社団法人 新経済連盟は、本日「ライドシェア新法の提案」を、国土交通大臣、経済産業大臣、規制改革担当大臣、情報通信技術政策担当大臣、経済再生担当大臣の概要は以下の通りです。 1) 訪日外国人の増加や人手不足※などにより、ライドシェア導入の必要性が現に存在 ※当連盟の試算では、2025年までにタクシー運転手の人数が10万人滅少(2015年比)。 2) ブラットフォームとドライバー双方に責任を課す制度設計により安全性の担保は可能。 3) 政府は、規制改革推進会議等において速やかにライドシェア新法策定に向けた議論を開始すべき 詳細は下記資料をご参照ください。 https://jane.or.jp/topic/detail?topic.jd=721	(一社)新盟	に、自動車による旅客の運送については、安全の確保、利用者の保護等の観点から、道路運送法4条1 (大きり) (大きの事業許可等を得ることが求められています。異体的には、事業用自動車 (大きり) (大	接案のように、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないまま自家用車のドライバーのかが選送責任を負予形態で旅客運送を有償で行うことは、「の確保・利用者の保護等の規度はあらい問題があると考えております。また、ブラットーム側に新たにこついて実別的に確認することを20分別を求めるものとしておりが、これらの措置は、運行管理や車両整備管理や1ついて責任を負う主体を置いが、これらの措置は、運行管理や車両整備管理や1ついて責任を負う主体を置いのとは言えないと考えております。運行管理や車両整備管理は一旦工賃任を有うる者をし、運集者の健康管理や酒気帯びの状況を確認させるとともに、自家用自動車よい頻度で車両の点検を行わせること等により、過労運港や技能未熟を防ぎ、未事故を防止する対策が必要であり、本提案ではこうした対策が不十分であると考おります。  「提案は、ドライバー及びブラットフォームに保険加入を義務付け、事故時の被害者書をブラットフォームが一時的に全額補償し、責任制合に応じ、ドライバーに来賃生力・ドライバーの財債責任を保険で一時的に有負わせることなく、単に事故発生時のドライバーの賠債責任を保険で一時的に有負わずることなく、単に事故発生時のドライバーの賠債責任を保険で一時的に有負わずるととなく、単に事故発生時のドライバーの賠債責任を保険で一時的に方負わずるとではあるとなると考えられ、このような形では国民の理解を得られないと考えります。なお、運送事業者は、自動車損害賠償保障法の運行供用者」として、民持例(被客文は進失の立証責任の転換)として厳格な民事上の責任を負っておりまが保険として政権な民事との責任を得られないと考えります。また、アラットフィームとドライバーの関係について、ドライバーの単位や特遇が世界では問題になっております。例は、平成と同様の対しまが、ドライバーの単位や特遇が関すべきと判ました。スティース・アライド・アライド・アライバーの関係でした。アライバーの単位や特遇が関すべきと判ました。これ、アライバーの単位や特別が保険であると対しまが、できる事性といまがにありまからまるといます。		
300518001	30年 5月18日	30年 6月12日		許可更新時におけ る身分証明書の証 明項目の緩和	宅地建物取引来と提設業の許可申請時においては、役員の身分証明書の提出が 義務づけられている。 そして、身分証明書の証明項目としては、次の2点が求められている。 (1) 禁治産者、率集治産者でないこと (2) 破産者でないこと (2) 破産者でないこと (2) 破産者でないこと 大阪市や増展の振り選手は、市町村役場が発行するものであり、証明の項目ごとに費用 が必要となる。 大阪市や場合、各項目ごとに300円と設定されており、上記2点の証明 を受けると、1通にまとかられた身分証明書であっても、600円が必要となる。 そして、この身分証明書は、新規許可の際に計認可行に提出し、6年毎の許可更 新時にも提出しなければならない。 (2-03 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		室地建物取引素法施行規則第1条の2及び建設案法施行規則第4条において、免許 等申請書の派付書類として「民法の一部を改正する法律、平成十一年法律第百四十 施行規則第1条の 九号)開開三条第一項又は第二項の規定により成本施徒見人又は表徴を成人とかな される智に該当せず。また、確定者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長 第4条 の証明書」が規定されている。	「等申請書類の簡素化について今後検討を行うこととしております。		

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

- ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(⑤、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。 ⑥・各WGで既に検討や又は検討を行う事項 ○、所省金庁に再検討を要請に⑥」に該当するものを除くする事項 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

				近末円台に関する	事実関係を確認する事項			Δ: 再検討の要否を判断するため、事務局が -				to August to the
受付番号	受付日	所管省庁への検討	内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管	Ī	所管省庁の検		<del></del>	規制改革 ワーキン 推進会議 グ・グルー
211 11 13	213.6	要請日	りまとめ日	<b>龙</b> 木子·天	WWW.	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	における再 検討項目 処理方針
300716001	30年 7月16日	30年 8月9日	08060	昇降機の確認申請 における明示事項 の改善について	既存確築物に昇降機を設置する場合の確認申請については、配置図に明示する事項が規制で定められています。健築基準法施行規則第2条の2第1項別表)。しかし、次の項目については昇降機の構造方法(建築基準法第36条)の審査には直接関係しないと考えられるため、網除することを提案します。これにより、申請書の作成期間及と審査期間の必編、並びに昇降機の設置件数の増元が見込まれます。 ・推壁の設置その他安全上適当な措置・土地の高低、数地と敷地の投する道の境界部分との高低差又は申請に係る建築物の各部分高流・数地と敷地の投する道路の位置、幅員及び種類・下水管、下水溝又はためますその他とれに頭する施設の位置及び排出又は処理経路 (補足)上記項目は既存建築物の敷地に関する規定(建築基準法第19条及び第43条等)への適合性を審査するためのものと思われますが、既存建築物の敷地の技適合性については新築時における確認申述。下接を及びでの後の維持を表述 活適合性については新築時における確認申述。下接を及びの機会を表系(建築基準法第8条)の規定によって確保されるべきものであり、昇降機設置時においては確認対象外とすることも十分可能と考えられます。	個人	国土交通省	・一定の既存建築物に対し、政令で指定する昇降機その他の建築設備を設ける場合 には、建築基準法第6条第1項及び法第67条の2により、確認申請を行うことが必要と されています。 建築基準法施行規則第2条の2第1項において、上記の確認申請の際に提出しなけ ればならない図書を定めており、また、図書の種類に応じて明示すべき事項が定めら れております。	米、第0/米の2	対応不可	建築物の最低限の安全性の確保のため、昇降機などの建築設備を設置する場合の確認申請においては、当該建築設備の構造方法以外にも、既存部分全含めた建築物全体が法第19条や法第49条等の規定に適合していることを確認する必要があるため、配置図に明示すべき事項からご指摘の項目を削除することはできないと考えております。	
300719001	30年 7月19日	30年 8月9日	30年 9月26日	気象庁検定につい て	測定器については、国際標準とISOに合わせて経産省にてJOSSの法律も整備されて、それに則った管理をしているものは適正な測定結果とされています。 しかし、象象の分野だけは同じ温度計でも気象庁検定がなければ使用できないとされている。 からの政府のメーカーや破損権を受守るもののように感じられる 測定方法などについては一定の方法を義務付けるのは妥当と思いますが、機器に ついて検定が必要というのは、国際的に使用もれているものでも使用できないとな ります。機器についてはよびSSIに削ったところでの管理で十分です。また、検定の有 効期限というのよりも、1年に1一度JOSS校正を行っている方が信頼性もあるので はないかと思います。	民間企業	国土交通省	気象業務法第6条第2頃に規定されている、観測の成果を災害の防止に利用するための気象の観測や観測成果を発表するための気象の観測を行うために用いる気象測器には、でかな性弦に高い情報性が必要であり、屋外の風雨の日村にらな象測器には、でかな性弦に高い情報性が必要であり、屋外の風雨の日村にさらむれるどの厳しい環境の下においても、長期間に力たり退無的にデータを収集することが求めたおまず。このため、同法等の条において、正確な観測の実施及び観測の方式が表が、と確保することを目的として、気象観測を行う測器は一定の構造 材料の性質を含む、入び代能、積度を有することを必要し、検定に合格した中のではければ、使き合うないと規定しています。このため気象測器の検定では、材料の性質や超合、は、性能、能力化生などの評価を行う環治に関する検査を行っています。より、気象測器の構造が物理的に摩拝や劣化をするものの影響に関する検査を行っています。また、気象測器の構造が物理的に摩拝や劣化をするものについてのみ有が刺り限度を提供するため、のままが、はいます。といまないます。よのより、は対しています。ないまとを利用するか高を行うなが、はではないため、一般に合合判定を行うまではないため、一般に合合判定を行うまではないため、一般に合合判定を行う場合とはないため、一般に合合判定を行う場合とないまないまないます。は、気象業務法第9条に規定しているとおり、観測に用いる気象測器は、その成果を表書する場合とは成果を災害の防止に利用する場合などを除き、検定を受ける必要はありません。	条、第9条	対応不可	気象測器は厳しい環境の下においても長期間にわたり連続的にデータを収集する必要があり、一定の構造や性能、耐欠性などの検査を行っているため、気象測器の検定はJUSSの放圧・代替できるものではありません。なお、気象測器の検定については、最新の国内外の技術的動向を踏ま、観測実施をの負担を扱っための再検に係るコストの削減等を考慮し、これまでも有効期限の証長等の見重しを行ってきました。今後も引き続き、法の趣旨を踏まえつつ、市場にあるくの気象測が有効に活用され、適切な観測データを取得・発表できるような環境づくりに努めてまいります。	
300928002	30年 8月28日	30年 9月14日	30年	関する建築物の用 途の確認及び立地	[具体的内容] コインランドリーに関する建築物の用途を全国一様に令第130条の3第四号及び第130条の5の2第三号に規定する洋振店、景屋、建具屋・・・その他これらに類するサービス業を書きた協定していただきたい。また、第一種中高層住居専用地域以下においては原動機の出力の合計0.75kWの制限の緩和をご検討いただきたい。 「担果の背景」 現在、コインランドリーを出席する際に申請する特定行政庁により、「工場」として取り扱われるケースがある。現行法においても9条任日書台によって、特定行政庁の許可により建築可能なケースもあるが、出店を計画し申請を出して許可が下りないケースがある。現行法においても9条任日書台にとって、特定行政庁の許可により建築可能なケースもあるが、出店を計画し申請を出して許可が下りないケースがある。現行法におっても9条行り、出店を観音している。 大・ランドリー出店を観音している。 大・ランドリーは、近年都市部への知らが当まり、世界での社会業による東多労働の名力化や、安全上、景観上の観点から都市部への出居が増加を続けている。 本の高層柱をでは12年代・ラング等)に市団頭を天日干しずることを禁止している。 ケースがある。コインランドリーの利用者の多くは徒歩まには高したことを禁止している。また、原動機については、家庭用法定機の原動機出力が0.4kW 台程度である。家庭で決えない毛布・市団頭を衛生的に保つためにコインランドリーを利用することを発素すると出版は下の地である。家庭で決なない毛布・市団頭を衛生のに保つためにコインランドリーを利用するとを考えると様観、15kW以上の原動機と月間に大流を機及び乾燥後を複合設像することが不可欠となる。例えば、皮間の利用者の出入り、洗濯機・乾燥機が発する騒音や振動を勘案し、常用性中高層住宅専用地域以下、工業専用地域において500m2以下、2階以下、原動機の制限なしたいう規模を複数が登ました。	〈株〉TOSE I	国土交通省	建築基準法等46条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それ ぞれ用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模等が定められていま す。 工指摘のコインランドリーについては、法執行の円滑化等のからに事なら取け相互 が情報交換等を行う場である日本建築行政会議が、既に、主として近隣住民に対する サービスを目的とう場合は「非版法、置版、建具版、日 転車店、実施電気器長店そ の他にれらに類するサービスを含むた部は、に好しを整理におります。(近隣の居 住環境を書するおそれがある場合等は「工場」として扱う場合もあります。)	建築基準法第48条 建築基準法施行令 第130条の3、第	現行制度 下で対応 可能	コインランドリーの扱いについては、「制度の現状」に記載のとおり、既に整理がなされています。 また、建築基準法施行令第130条の3及び第130条の5の2に規定する原動機の出力 を超えるものについては、特定行政庁の許可により建築することが可能です。	

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

프스프	巫什口	所管省庁	内閣府で	担安市西	担宅の目はい内容等	提案	所管		所管省庁の検討結	果	規制改革推進会議	グ・グルー
受付番号	安刊 口	要請日	の回答取りまとめ日		提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	における再	男プにおける 処理方針
300904001	30年 9月4日	30年 10月11日	31年 2月28日	動車検査証の記載 事項の変更」の代 位申請に係る規制	【提案内容】 割試販売で購入した自動車につき、すでに当該購入代金を完落しているにもかかわらず、所有權移転登録(道路運送車両法第・13条)の申請を怠っている場合、同法同条第・1第の規定によび、債権者による付位が認められている。 一方で、同法同条第3項の規定により、移転登録に係ら申請については、自動車登録令第 19条の規定により、債権者による付位が認められている。 一方で、同法同条第3項の規定により、移転登録申請と同時に行わなければなら ないとされている「自動車検査師の配職事項を更同法第467条第1項)に係る 申請については、債権者による付位ができないとされており、結果として、債権者付 位による移移登録申請ができない状況となっている。 そのため、自動車検査証の配職事項の更更に係る申請についても、債権者 合べ位を認めるよう求めるもの。 (提案理由) 租税債権者がその債権確保のため、差押登録を行おうとする場合、処分を受ける 傾である相及滞納者からの委任がなければ、運輸支局にて登録が認められない状 況にあり、滞納整理の支牌となっているため。	大分県	国土交通	道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第13条の規定により、 録を受けた自動車について所有権の変更があったときは、移転登録を行う必要があ り、当該登録に関しては民法の開20年法律第8号/第243条の規定により、債券 位 位 位 位 位 を打ですることが可能であるところ、当該申請に関しては、法第19条第3項におい 事項の変更申請を移転登録の申請と同時に行う義務が誤されている。 本名、法第59条第1項後でしない場合にあっては、法第110条第1項第1号の規定 により30万円以下の罰金に処せられる。	道路運送車両法第	登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を結り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登録手紙をすべきことを請求でき 信頼利を行便にないことによって、自己の譲渡人に対する移転登録手続をすべきことを請求でき の実現が妨げられているときは、民族者な3条の規定により、譲渡人が第三者に対し はまって、は、2年の1条の対象です。 よび債権者代理制度の対象です。 と、2年を1年の対象では、2年の1条の規定にある手続きについても、民法の規定に基づく債権者代理制度の対象です。 、2年の1条の別定に基づく自動車検査証の記載事項に係る申請は、行政目的である使用実態の把握等のも行うべき義務であり、権利の得衷なび変更を第 によって、注策の5条の規定にあった。1年の1条を1条の対象とはないません。 によって、注策の5条の規定にあるでも16年を責証の記載事項に係る申請を民法 は25条の規定に基づく債権者代位の対象と認めることは函数であることの決。まずは、 法策の7条第1項の義務を履行するよう、債務者である租税滞納者に求めていただくこが適当であると考えます。		
300912026	30年 9月12日	30年 10月11日	30年 11月27日	する建物内外に設 置する個室ブース の法律規制の制定	働き方改革においてテレワークを推進することがもとめられているが現実的に会社 以外の場所(サテライトオフィース、在宅、喫茶店、図書館、公園など)においてセ キュリティの製点。戸を出してのコミュニケーション、情報を積から盗まれないような 注意、サラライトオフィース。 における戸を出ずコミュニケーション(電話、テレビ会議)などを考えると実際それら を辞容する場所に世の中ではあまりない。 それを積極的に支援するための個重プース(フォーンブース)がいくつかのメーカー から出ているが、 観楽基学法における防火対象物なのか? 服室とこの強いによた防火致像物なのか。 服室とこの強いによた防火致像物なのか。 服室とこの強いによた防火致像が必要かどうか? などに関いてルルがな。塩用上わからないままでこれらの法律により規制されて いる。現実的に一般の健康制度いされたり、防火対象が扱いされたの規制と いる。現実的に一般の健康制度いされたり、防火対象が扱いされたの規制と いる。現実的に一般の地震制度がある。 大学のオリンラー、自動火災報却線、音響と違いが最近にもためる。 未来のスプリンラー、自動火災報却線、音響と違いが最近よびあり必要であり居室として建 業物探いをすることは一般的には過報が規制である。 素本のスプリンラー、外部監督的が関に入る配慮などで設置承認をしてま 生物がいをすることは一般的には参加を規模との時間にならない配慮、消火可能な仕を用スプリンクラー、外部監督的が開こえる配慮などで設置承認をしてお はかけるテレワーク性進を推進のでほん。 まかけるテレワーク性進を推進のでは、 もとしか可能になれば日本において世界各国と並ぶベミアレワークに移植的にな かなと判断さる、企業がごの個電ブースであれば仕事をして良いということになりそ の効果は林段に上がなはずでである。 当社ではこの単進に各を監督官庁と調整したが健も決められずに判断がまままらに なっている。 提案としては住宅用でも安全性の設められるスプリンクラー、外部警報音が関こえ で選集できること、選集経路を妨害するような場所に設置しないこと、テロなどの危険性を配慮してあること、清潔な場所としての認可をして欲しい。	ノコンソー	総務省立通·	【総務省】 「海防法第17条の規定により、建物の用途や規模等に応じて、消防用設備等を技術上 の基準に使って設置する必要があります。 スプリンクラー設備の設置が必要となる建物等においては、建物内で発生した火災を 者効に消失することができるように、消防法施行令第12条等に基づいて、スプリンクラーペッド(スプリンクラーションであれたが放出する部分がどを設置する起物等においては、消防法 部に行規則第2本及び第25条20の規定に基づいて、警報音が削えるようには、消防法 部行規則第24条8条の20の規定に基づいて、部下、階段等には避難上支障となる 物件が披置等されないように管理する必要があります。 【国土交通省】 、建築基準法第2条第1号において、建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根 及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)等とされています。	則第13条、第24 条、第25条の2、消 防法第8条の2の4	【総務省】  「消防法施行令第12条に基づいて、スプリンクラー設備の設置が義務付けられた建物の中にご提案のようなプースを置き、当該プース内で火災が発生した場合。建物内に登置されてしまえとが懸念されます。一方、ご課を向陽易な自動消失変匿を設置することにより、当該プース内で免生する火災を確実に消火できることが確認されているなどの一定の要件を消たず場合には、当該プース内にスプリンクラーペッドが設置されなくても火災時に書きが表す場合には、ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・	55	

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁				提案	所管		所管省庁の検討結果		規制改革推進会議	
受付番号	受付日	への検討 要請日	の回答取 りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要		プにおける
300917001	30年 9月17日	30年 10月11日	30年 11月27日	る鉄骨造(炭素鋼) の曲げ材の座屈の	建築基準法における鉄骨造(放素鋼)の曲げ材の座園の許容応力度については、 平成13年6月12日国土交通省告示第1024号第1第三号小表1において規定されています(以下音子式上いう)。 一方、同様の数値は「銅構造設計規率・許容応力度設計法・2005(日本建築学会)(5、7)~(5、9)式において規定されています(以下学会式)という。。うちんに同様準949~53によれば、告示式と学会式の大小比較は超難であるものの、弾性機健配モーメントに対する安全事に関しては告示式よりも学会式の方が妥当不あるたったしています。 法令上は告示式の代わりに学会式を用いることは認められていませんが、例えば建築構造設計基準の資料 平成30年版(平成30年成月25日国監整第25号)」8、2、1にも記載があるように、世間一般では構造設計において学会式を使用することもに設知されています。 そこで、上記の学会式の妥当性を踏まえた上で、また社会状況と法令制度の不全合を解消するためにも、平成13年6月12日国土交通省第六部(1024号第「第三号小に「ただ」、特別な調査または研究によって当該数値を計算した場合にあっては、この限りにはない、時の他し書を考別は、学会式の使用も認めることをと 第1ます。 この提案により、学会式を用いて構造設計が行われた建築計画であっても、確認申請及び計画通知の審査において告示式への適合性に関する追加説明資料の提出が求められることな、計画の変更も不要のまま工事者にが可能になります。 中請及び計画通知の審査において告示式への適合性に関する追加説明資料の提出が求められることな、計画の要更も不要のまま工事者にが可能になります。 中請及び計画通知の審査において告示式への適合性に関する追加説明資料の提出が求められることな、計画の要更も不要のまま工事者にが可能になります。 中請及び計画通知の審査において告示式への適合性に関する追加説明資料の提出が求めることな、計画の要更も不要のまま工事者にが可能になります。	個人	国土交通名	長期荷重に対して使用上の支障が生じないこと、短期荷重に対して損傷が生じないことを目的とした許容応力度計算について、建築基準法施行令第82条第三号においる情趣者がある。 構造部力上主要な部分の前面に生するを開放よび短期のの力度は、それぞれの材 の声容応力度を超えないことを確かめることされています。材料の長期末に短期 影容応力度は、選集基準法施行令第99条で第99条(定定めかる他、建築基準施 常等94条(において、国土文通大臣が建築物の安全を確保するために必要なものとし 平成19年間交名告示第1024号に定める整備によらなければならないとしています。 材等の曲げ材の座配の許容応力度については、平成19年間交名告示第1024号第19 三号ハに定められています。	建築基準法施行令 等20条、第94条 平成13年国土交通 下で対応 省告示第1024号第 可能	!行の制度においても、高度な構造計算方法(時刻歴応答解析)による検討を行う場 においては、告示で定める許容応力度式以外に、日本建築学会の規単で示される 容応力度式による精緻な値を用いることは可能です。		
300924001	30年 9月24日	30年11月1日	30年 11月27日	市街化調整区域内 での自己用住宅の 建設許可申請の簡 素化について	現券の催認には、土地家屋調査士による現券催認作業に及ふことは、ままめり、計画になるか、ならないかの不明の時点での申請して求める。かかる行為は、申請	個人	国土交通省	(1~3) ・開発許可を受けようとする者は開発行為許可申請書を都道府県知事等に提出しなればならない。 (4~6) ・都市計画法に基づく開発行為の許可について、許可を受けようとする者は開発行為 許可申請書を都道府県等に対して提出し、許可を受けなければならないこととしていますが、申請に際して代理申請を制限する規定はありません。	(1~3) 都市計画法第30条 (4~6) 都市計画法第29条、第30条、第33条 第1条	1~3) 開発行為の許可に関する事務は、地方公共団体の自治事務とされております。開発 可の申請書類については、都市計画法第30余に規定する書類のほか、地方公共 体の判断により、独自に提出を求める場合もこざいますが、園土交通省としては、 計可制度運用指針等において、必要性を十分考えた上で申請者に必要以上の負 求めないよう励高しております。 1~6) 開発行為の許可に関する事務は、地方公共団体の自治事務とされております。開発 可については、法律に基づく資格を有する看等が代理して申請することは可能です 、異体的な運用は制発許可権者である地方公共団体に要ねられています。	期旦	

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	<b>巫</b> 仕口		内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管	F	所管省庁の根	食討結身	果	規制改革 ワーキン 推進会議 グ・グルー
文刊田与	ZNI		りまとめ日	<b>使米尹</b> 垻	従来の兵体的内存す	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	における再 検討項目 処理方針
300924002	30年 9月24日	30年 11月1日	31年 1月25日	建築基準法における既存不適格の対象の拡大について	と凹合(日本建築センター/No4U.参照)	個人	国土交通省	(既存不適格)。	建築基準法第3条 第2項 建築基準法第86	対応不可	・新設された道路から発生する斜線制限をはじめとした「建築物等の所有者等の自らの行為によらず数地周辺の環境変化等の外的要因のみによって法律等に適合しなくなった場合」についての建築基準法上の取扱いについては、建築基準法の指導権限を有する特定行政庁が、個別の事例に即して適切に判断していくべきものと考えます。	
300927017	30年 9月27日	30年 11月1日	30年 12月18日	自動車税・軽自動車税の輸税手続き の電子化・合理化 について	[具体的内容] - 自動車税。軽自動車税の納税手続きの電子化・合理化を進めること。 () 軽自動車税。軽的車税の納税確認の電子化 (2) 自動車税・軽的動車税の回座振替時期の早期化 (3) 自動車税・軽自動車税の新税証明の有効制限延長 (4) 自動車程税の一括納付・ビス・電子機・明細提供の普及 (5) 自動車程税の一括納付・ビス・電子機・明細提供の普及 (5) 自動車程等の減免(課稅免除)情報のWEB化 (予軽自動車税の約期限統 (提案理由] - 上記①から②までの項目が実現されることにより、行政手続きの合理化が図られ、民間企業の事務負担が軽減される。	公益社団 法人リース 事業協会	総務省国土交通省	【総務省】  ①発自動車税の納税確認の電子化は現状として対応しておりませんが、現在、実現に向けて検討しております。 ②自動車税の納税確認までには、金融機関及び地方団体の事務処理の関係上一定の目数を要するものと承知しております。 ③自動車税・自動車税の納税証明の有効開展については、法令に特段の定めがなく、総務省通道において標準的な様式として他方団体に提示しているのかなかり、実務(自動車税・財産の趣管・学が譲まえたとで、地方団体や判断により定められている・他の表知しております。 ④自動車税を固なため、各金融機関やコンピニエンスストアなどを利用した様々な材付方法が提供されております。 ⑤軽自動車税の拡充を図るため、各金融機関やコンピニエンスストアなどを利用した様々な材付方法が提供されております。 ⑤重単税等の減免については、地方税法に基づき、地方団体の条例の定めるところにおり、減免が行われております。 ⑦を自動車税の減免については、地方税法に基づき、地方団体の条例の定めるところにより、減免が行われております。 ⑦を自動車税の納期は、地方税法により、定めらが行われております。 『毎日動車税の納期は、地方税法により、定めらが行われております。 『毎日動車税の納期は、地方税法により、定めらが行われております。	①該当法令等なし ②該当法令等なし ③該当法令等なし ④該当法令等なし ⑤地方稅法第2 ②2条 等 ⑦地方稅法第162 条等 ②地方稅法第445 条第2項	着手 2356	①軽自動車税の納付確認の電子化の実現に向けて、引き続き、関係者と検討を進めてまいます。 ②金融機関及び地方団体の事務処理の関係上、一定の日数を要するものと承知しております。 ③納稅証明については、法令に特段の定めがなく、地方団体の判断により定められているものであり、その有効期限についても、様々な事情を考慮した上で、地方団体の判断により適じ設定すぐえき考えます。 ④「ゆうちょ専用納付書」が具体的にどういったものかについては承知しておりません、納稅機会の拡充については、地方団体において、必要に応じて検討するものと承知しております。  50軽自動車税の一括納付の取組みについては、各市町村の判断により納税者の二人ご応える行政サービスの一環として行われるぐきものと考えます。  「滅免(銀税金)情報のWEHについては、自動車税等の減免が地方団体の条例に基づき行かれていることを踏まえれば、地方団体の判断により必要に応じて検討すべきものと考えます。 フ特別な事情がある場合において、各市町村の判断により、適切に納期限を設定すべきと考えます。	
300927018	30年 9月27日	30年 11月1日	30年 12月18日	行方不明リース車 両の抹消登録等に ついて		公益社団法人リース事業協会	国土交通省	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づき登録(軽自動車にあっては、車両番号の指定)を受けた自動車について、当該自動車を運行の用に供することや助車ときは、同様第16条第1項の規定による一時採用登録を目動車にあってはまり接重を返納。以下この中において同じ、)することができるとされております。一方、自動車リースにおいて、(借受人が行方不明となり、長期間にわたり自動車の所在が不明の場合にもなお一時採用登録ができないとする原拠いは、国においては行方不明の小人自動車の採用登録について、(年本7年12月8日 自動車交通局技術方等的の場合として、日本7年12月8日 自動車交通の実施を設定して、「年本7年12月8日 自動車交通の実施を設定して、「年本7年12月8日 自動車検査協会においては「行方不明のリース自動車の負動車を登証の返納手機をごついて、「任成12年9月8日 発音動車検査協会業務部長達記により、信養人に使用機段がないことの司法判断があった場合には、リース等事者からの確定判決の際本の添付をもって、一時採用登録を行うこととしているところです。	道路運送車両法第 16条、第69条	対応不可	行方不明リース自動車の一時抹消登録(軽自動車にあっては自動車検査証の返納、以下この中において同じ、)申請については、資液人からの警察への届出が受理されたことのかでは、関は、借受人が当該車両について運行の用に映することをやめたかとうかの判断ができないことか。このような状況下で借受人である使用者の使用権限を一方的に等うことは適当ではないと考えております。 したがって、借受人に使用権限がないとする確定判決がある場合のみ一時採用登録を認めているところです。 を認めているところです。 を認めているところです。 でできなめているところです。 でできなめているところです。 できなりないるところです。 できなり、当該権定判決のかては、借受人に使用権限がないことの証明にはならないものと考えており、対応困難です。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

- ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。 ◎ ・各WGで既に終討中又は検討を行う事項 ・所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項 △・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日		内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案 所管 所管省庁の検討結果						ワーキング・グルー
文的证券	Y P	要請日	りまとめ日	<b>使米尹</b> 垻	旋米の共体的的合守	主体	官庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	における再 検討項目	プにおける 処理方針
300927023	30年 9月27日	30年 11月1日	30年 11月27日	市街化調整区域内既存建物の用途変更の弾力化		公益社団西西公法人関西合	国土交通省	開発区域内に予定建築物以外の建築物が無制限に建築されることを規制するため、 開発許可を受けてすでに建築されている建築物の用途を変更する場合において、用途 条 変更の許可が必要です。	現行制度 下で対応 可能			
300927025	30年 9月27日	30年 11月1日	30年 11月27日	災害時における民 有地や所有者不明 の土地の柔軟な利 用	[相实现本]	公益社団 法人関西 経済連合 会	国土交通省	[道路について] 非常災害時の土地の一時使用については、道路法において、以下の法制度があります。 第88条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合 においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他 道路法68条 の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。 (鉄道について] 制度はございません。	下で対応	【道路について】 非常災害時の土地の一時使用については、現行の法制度で対応可能であり、各道路管理者にないて、本制度を活用する等、早期復旧に向けた迅速な対応がなされるものと考えております。 【鉄道について】 重要インフラの緊急点検において、鉄道の隣接斜面からの土砂流入に関する危険性について点接を行っており、その点接結果を踏まえて、用地外からの土砂崩れなどへの対応について。自然体を、連絡のよう鉄道事業者を指導することとしています。 検討開始時期:12月頃(予定)、結論を得る時期:31年上期(予定)		
300927026	30年 9月27日	30年 11月1日	30年 11月27日	建設工事現場への 下請業者の建設業 許可票掲示の廃止	【徒条理出】	公益社関西西公法済連合	国土交通省	元請業者、下請業者にかかわらず、全ての建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆 の見やかい場所に、許可を受けた建設業の名称や一般建設業又は特定建設業の別、 許可番号、代表者の氏名等を記載した機能を掲げなければなりません。 建設業法第40条、建設業法施行規則第25条) (建設業法第40条、建設業法施行規則第25条) また、発注者から直接接近工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請 負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、建設業法等に違反しないよう、当 建設業法第24条の6 第1項 (建設業法第24条の6第1項)	対応不可	建設業者に対して、建設工事の現場ごとに標識の掲示を養務づけている理由として、 第一に、建設工事のに対してが建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにさせるということがあげられます。 また、建設工事の現場は、多数の技術者や作業員が交互にあるいは同時に施工に また、建設工事の現場は、多数の技術者や作業員が交互にあるいは同時に施工に があるという実施があり、対外的に責任主体がだれであるかが不明酸となる場合もあ るため、それらの状態を防ぐためにも標識の掲示を義務づけています。 ご提案有容につきましては、下請工事であっても、また、扱小地での工事であっても 建設業者としての適法性や、企業の代表者や切場の主任技術を審責任主体を明示す る必要性は変わらないたと、また、例えば、不測の事故や緊急の措置が必要な事態が 発生した場合には、元請業者が下請業者のか言葉を携行しているのみでは、公理 される場合である。 また、例のでは、不測の事故の実急の措置が必要な事態が また。 第一次では、元請業者が下請業者のか言葉を携行しているのみでは、公理 の掲示する。マンコンの共用掲示板など居住者の見やすい場所に掲示するなと、標識 の掲示事所での掲示については、工事内容や場所を示した上で、現場に近接する場所に 掲示する。マンコンの共用掲示板など居住者の見やすい場所に掲示するなと、標識 の掲示場所での掲示については、工事内書や場所であると考えられます。 なお、ご指摘のとおり、元請業者は下請業者の建設業計可の有無等を把握している必要があります。 とい、上記のとおり、建設工事の施工が違法な下請業者によってなるれていること いたし、上記のとおり、建設工事の施工が違法な下請業者によってなるれていること を必らります。		
300928033	30年 9月28日	30年 11月1日	30年 11月27日	業者が法人成りす	現在、個人の建設業許可業者が法人成りをし、法人として許可をあらためて得ようとする場合、個人の廃業届出を提出した上で、新たに法人としての許可申請を行こととなっているが、その審査手続の標準処理期間とおも間、無許可となっし、考う空白期間が生じてしまう。許可の空白期間が生じると工事の受主機会を受失する可能性もあることから法、成を躊躇するなど、現行の取扱いが円滑な事業未継、中事業施木の妨げとなっているケースもあるとうに思われる。個人の廃棄届出の日を法人の許可通知日と空白が生じないよう取り扱うことができないかの検討、また法人の股立登記前に許可要件・欠格事由非該当について事前審査を可能とする制度導入の検討等(※参考・旅館業業素計可や風俗図業終可の合併等事業、経験によびも登記前に事前表を集まれて実施設証の段階での合併等事業、経験によびも登記前に事前表を得ることでする申請結覧で、外国のの任留資格・経営・管理」の認定造即書文付申請において定款認証の段階での申請を可とし、認定証明書の文付を受けた後に法人の設立登記を行うことを可能とする制度等)、法人成の際、速やかに許可が与えられ、許可の空白期間が生じないような審査制度の早期整備を要望する。	日本行政書士会連合会	图土交通省	現行の建設業法において事業系継に関する規定はないため、個人の建設業者が法人としてあらためて建設業の許可を取得する場合、廃業届を提出し個人の建設業の許可を取得する場合、廃業届を提出し個人の建設業の許可を取得する場合として的事の書を行う必要がかります。ただし、「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱しの明確化について」(平成20年間総建参第311号)において、「建設業の譲渡に係ら建設業の協選と「建設業の譲渡した」の表行を円滑に進め、事業の空白をなるし、代生じさせないという観点から、可及的速やかい処理すること」、建設業の譲渡により特可申請があったときは、当該建設業の協党人への移行を円滑に進め、事業の宣白をなるし、代生じさせないという観点から、可及の設定やかい処理すること」、建設業の譲渡により特可申請を受るとなら見込まれる場合には、なるべく年中に出、事前打合されを行うよう、建設業者(将可申請をすることとなる者を含む)を指導すること」と、許可行政庁に対して通知しております。	検討を予定	「制度の現状」に記載の通り、「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの明確化について、(平成20年国制設養第311号)において、事前打ち合わせの実施等により、接触業者が事業の空に開催をなるべく生じせないよう許可予放けに対応を取ているところですが、中央建設業事議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中では必ところですが、中央建設業事議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中ではとまたが重要であるとされたことを請まえ、実現に向けた具体的な施策について検討を進めてまいります。		

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日		内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管	F	所管省庁の検討結	₽.	規制改革 ワーキン 推進会議 グ・グルー
文的银石	ZNI		りまとめ日	灰米芋块	旋米の兵座町内谷寺	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	における再 検討項目 プにおける 処理方針
300928035	30年 9月28日	30年 11月1日		抹消登録証明書発  行要件の緩和	【提案の具体的な内容】 所有者以外(使用者等)からの申請であっても、対象車両がスクラップ状態となった ことの証明である解体を証明する情報(移動報告番号等)をもって、抹消登録証明 書を発行できるようにする。 【提案理由】 所有権部保付き車両において、所有者が夜逃げ等で行方不明となった場合、車自 体がスクラップになり存在しなくなったとしても、車両使用者は抹消毒類を請求する ことができず、自賠責保験の解約もできない不都合が生じているため。	一般社団本 法人 日本 法損害	国土交通省	遊路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づき登録を受けた自動車について解体等したときは、同法第15条の規定に基づき、当該車両の所有者が永久抹消登録の申請をしなければならないとされております。また、当該抹消登録は、同法第18条の2の規定による「登録識別情報の通知」※の対象外となっております。  ※平成18年の遊路運送車両法の改正により、「抹消登録証明書」に代わるものとして、「登録識別情報等通知書」を交付している。 当該通知書は、次回登録申請時に当該車両の所有者であることを確認するために交付しているもの。 そのため、永久其積登録の場合には、採消登録後に当該車両を再度登録することが想定されないため、交付の対象外となっている。	道路運送車両法第 15条、18条の2、 自動車登録規則第 6条の16 自動車損害賠償保 院法施行規則第5 条の2	自動車の登録申請は、当該自動車の所有権の得喪に関わるため、所有者以外からの登録申請を認めることは困難です。 なお、強制保険である自動車損害賠償責任保険については、無保険車の発生を防止する観点から、解制について自動車損害賠償法施行規則第5条の2の各号に掲げる要件に限定しており、抹消登録等を受けている車両に限り解約できることとしております。	
300928145	30年 9月28日	30年 11月1日	元年 9月27日	レンタカー使用可能 用途・期間の拡大に ついて	現在、一部用途・期間のみレンタカーの使用が認められているが、この使用用途・期間を拡大していただきたい。現在は、物量増加時期に合わせて配送車両を持えて記せが発生なけ、 である。コンピーエンスストア配送においても気性期(GW、お鉱、年末等)にレンタカーの使 を認めていただきたい。 ※一時的な需要の仲びに対応するため、下部用途・期間に限りレンタカーの使用が許可されている。 (1)用途・百貨店客送・期間・買期(6月1日~8月31日)、4年年始(11月10日~翌年1月10日) ②用途・黒水産物温速・期間・契期(6月1日~11月20日) ②用途・黒水産物温速・期間・秋期(9月1日~11月20日)	(一社)日本 フランチャイ ズチェーン 協会	国土交通省	他人の需要に応じ、有信で、自動車を使用して貨物を運送する場合は、輸送の安全の確保及 び利用者利益の保疑の概点から、貨物自動車運送事業法における許可等を取得し、事業用自 動車を用いて事業を行って頂心受要があります。 一方、年末年かや夏期等業代用においてはと活間連物資の輸送需要が振端に増大し、事業用自動 を出る機送需要が、引起シーズンにおいては引起に係る輸送需要が振端に増大し、事業用自動 事のみではその輸送力の確保が開発となっている投状に塞り、例から、退海運送法第9条第 3号に基づき、公共の指社を確保するためやむを得ない場合として、各繁忙期における自衆用自 動車の有償運送の許可を行っているところです。	<ul><li>・道路運送法第78条   手</li></ul>	本選連による取扱いは、事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難な繁忙期に限って、一定 の条件のもどで例外的に認めている措置であり、このような繁代期以外に需要が見込まれる開間 については、輸送の安全の確保及り利用者制造の保護の数点から、事業用自動車を用意して 対応いただくことが必要であると考えています。 一方、通道に変める繁化期の開発等については、最近の年間における輸送需要の波動の実態 等も請まえ、必要な見重しを検討しているところです。	
300928146	30年 9月28日	30年 11月1日	30年 12月18日	短期間の営配(営 業所配置換え)簡 易化について	営業所間の車両移転は、運輸支局で「営配(営業所配置換え)」の手続き後に車検場にてナンバー変更等を完了させる必要がある。短期間の営配は、運輸支局輸送課金の間出のみで、ナンバー変更等の処理をしなくても対応できるようしていただきたい。コンピニエンスストア配送用の22温度帯車両等は車両が特殊なため放映が発生した場合、短期的な営配して多々対応しているケースがある。そこで、営配の簡易化についてご検討をいただきたい。	(一社)日 本フラン チャイズ チェーン協 会	国土交通行	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づき登録を受けた自動車について、 使用の本拠の位置等に変更があったときは、同法第12条の規定による変更登録を受 けなければならないとされております。 章 また、使用の本拠の位置が運輸支局等の管轄を超えて変更された場合には、同法第 14条の規定によりナンバーブレートの変更が必要となっております。 なお、使用の本拠の位置とは、自動車を使用する場合において、その使用、整備等 自動車の使用を管理する場所を言います。	道路運送車両法第 12条、第14条 対応不可	使用の本拠の位置の変更に伴う変更登録の申請は、自動車の登録制度の目的の一 つである。車両の使用の実態等の把握といった行政上の目的の観点から行っているも のです。 そのため、使用の本拠の位置に変更があった場合には、その期間の長短に関係な く、国として把握する必要があることから、当該手続きの簡易化は困難です。	
300928148	30年 9月28日	30年 11月1日	元年 9月27日	災害時のレンタカー を含む他社の配送車 両の使用について	総合時、個度58上で高速器が災害者行止め、の場合は実物自動車要送事業法を超法規 がに適用、国生文強者は、平時からのルールに一高速等を出ていたださい。 ひ・ラック事業者はレッカーや他社の営業事両を使用できないことになっている。著名(イラ しん) 写着指定がおん高本地震機関の支害は金布の車両へ見ては被災地・戦災者の はを通じて商品機能が多分に届けられない状況になってしまう。現状は車両と人員の侵保を 運開地の延送会社が終期、車両人長を手配するが車両人員がパッケーンとして派遣し でもうことは現実的には指揮である。を手配するが車両の人員を乗務を行っていたが、体力的、 特権的に保険していた。生品でムラウを維持するためには、災害時の超法規的な対応が必要 である。 3億本地震では、支援物質を含めて震災直後は被災地への食料品・水等の物質が不足して いたが、大規模災害者に退法機がな人員と車両の手配がスムーズにできれば格段に早い時 別に食料品をの供給が可能になる。	(一社)日本 フランチャイ ズチェーン 協会	国土交通省	一般貨物自動車運送事業を行う場合、基本的には営業所毎に配置された使用権原を有する事業用自動車を用いる必要があります。	資物自動車選送事業 法	過去の大規模な災害時においては「国土交通者として、貨物自動車通送事業はの季軟な運 用を含め、最大限の支援を行うにとせる通知文化し、貨物自動車通送事業市による同一事 来海内の宣集所の市項移動の導力化等、国として実施に対応する指置を行ったとうです。 資物自動車運送事業前には安全の担保の製点から自己の運転を及び年間に係る通行管理及 び年間直別が最初けっており、他事業者の車形を使用がよっとは原則に係る通行管理及 び集団重要が最初けっており、他事業者の車形を使用がよっとは原則になるおすをがから 大規模が貨帯等が発生した際には、最初の状況が見かつ一へを結まえ、輸送の安全を確保す ることを制控に、個別に迅速かつ乗散な対応を行えるよう検討してまいります。	
300928151	30年 9月28日	30年 11月1日	30年 11月27日	特定生産緑地の指定による延長期間の緩和について		チェーン協	国土交通名	生産緑地地区は、都市における農地等の適正な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的として定められる地域地区です。 特定生産機地について、所有者等の同意のもとで買取り申出が可能となる期日を10年つつ延期する制度であり、これにより市街に区域内農地の通りな保全を図るものです。 平成29年生産緑地法改正により特定生産緑地制度を創設した際、従来30年であった為規制の期間について、都市計画区域マスタープラルご変める主要な農地の確保目標として、おおむね10年以内に決定を予定している心地域地区を示すことが望ましいとしていることを譲ま、生産機地地区についても10年程度円来の保全見通しを把握していることが望ましいことから、期間を10年と定めています。		平成29年の法改正により定められた期間であることから、現時点でその期間を短縮することは困難であると考えています。	
300928152	30年 9月28日	30年 11月1日	30年 11月27日	緑地帯設置の規制 緩和について	敷地に対して、一部の地方自治体において、緑地の設置が求められている。緑地帯的設置により、利用客の駐車場的設置台数が少ななることがあり、代替案としての「壁面像は)と屋根上の場場を設置」等により、そこを緑地面積に加えてもらえるよう規制を緩和していただきたい。	(一社)日 本フラン チャイズ チェーン協 会	国土交通省			都市緑地法において「壁面緑化」及び「屋根上への緑地設置」による緑化施設面積を 算入できることされています。なお、別途自治体の条例等により、緑地帯の設置等、 地上部の緑化を義務づけている場合があります。	

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁	内閣府で			提案	所管	F	所管省庁の村	食討結	果	規制改革推進会議	
受付番号	受付日	への検討 要請日	の回答取 りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	における再	耳プにおける 処理方針
300928153	30年 9月28日	30年 11月1日	30年 11月27日	開発申請の建築手 続きの時間短縮・ 間素化について	[具体的内容] 関発申請から許可までの期間は現在平均4ヶ月の期間を要し、自治体によって(3ヶ月~4ヶ月)の期間が必要であり期間対し地域格差が発生している。この件に関す。昨年七提案を行い、過去一度、自治体への関知対応を行っているとのことだが、またまた改善が進んではい自治体を多い状況である。そこで、再度、申請手続き及び協議期間の見直しによる期間短縮、簡素化等の周知を各自治体に行っていただきたい。 [提案理由] 年々進行する高齢化や地域の利便性向上において、コンビニエンスストアの役割は大きいと考える場所への出店スピードが地域住民への生活向上につながると考えている。各県及び市町村等によって期間の格差があるため、期間の短縮、簡素化の緩和を再度周知していただきたい。	(一社)日 ホフラン キャイズ チェーン協	国土交通省	都市計画法第29条において、一定規模以上の開発行為をしようとする場合には都 道府県知事等の許可を受けなければならないとされています。	都市計画法第29条	対応	開発許可に係る事務手続きに要する期間については、地方公共団体に対し技術的 助言、開発許可制度運用指針)を発出、許可申請受付から許可処分までの期間につ いては、開発審査会の確定核る必要がある場合を除き、原則として1か月以内とするこ とが事務の迅速な処理の観点から通切であることを踏まえ、適切な標準処理期間の設 定を行うよう動直しているところです。 開発許可制度は自治事務であることか、具体の標準処理期間の設定は計可権者 である地方人実団体の裁量に受るよっれておりますが、ご提案を受ける、標準処理期間に 記るさき落終の迅速な処理が図られるよう、各許可権者に対し改めて通知等を発出 することといたします。		
300928155	30年 9月28日	30年 11月1日	31年 1月25日	車両出入り口につ いての基準、協議 の見直しについて	車両の出入りが困難な場合等については、別途協議の上、幅を延長することも可	本フラン チャイズ チェーン協	国土交通省	者 道路管理者以外の者が、道路に関する工事又は道路の維持を行う場合には、道路管 理者の承認を受けて行うことが可能です。	道路法第24条	現行制度下で対応可能	道路法第24条の規定に基づく道路管理者以外の者が行う工事(以下「承認工事」とり。)は、道路管理者の承認を受けて行うこか心要であり、国土交通省においては、不認に当たっての一般的な意差基準(条)として、道路法部を役の承認及以第99条第1項の時可に保る審査基準について」(平原6年9月30日付け建設省道政章第49号道路局長通道と示しているところです。同通連本文においては、「地方の特殊性、工事の様態等に応じて、本基準と異なった基準を定めることは差し支えないものである」と記述し、同連連による審査基準(案)と異なることは差し支えないこととしているところです。同連連による審査基準(案)と異なることは差し支えないこととしているところです。		
300928158	30年 9月28日	30年 11月1日	31年 1月25日	倉庫業における建 築基準法48条の是 正、緩和について		(一社)日 本フラン チャイズ チェーン協 会	国土交通省	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それ ぞれ用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模等を定めています。 倉庫素を営む倉庫については、商業地域、近隣商業地域及び単住居地域で建築守 ることができる一方、原助機を使用する工場については、商業地域及び近隔商業地域 では作業場の戻面積の合計が150㎡を超えるもの、単住居地域では作業場の床面積 の合計が50㎡を担えるものは原則として建築できないこととしていますが、特別が が商業の利便を書するおそれがない等と認めて許可した場合については建築すること が可能です。 また、建築基準法しの用途判断は、施設の実態に応じて特定行政庁が判断すること となっており、近援家の倉庫が工場」に該当するかどうかは、製造者以くは加工又は仕 上、仕分、包装、荷造等の作業の有無等を勘案して判断されることになります。	建築基準法第48条	現行制度 下で対応 可能	原動機を使用する工場と扱われる場合であっても、作業場の床面積が左記の値を超 えるものについては、特定行政庁の許可により建築することが可能です。		
300928159	30年 9月28日	30年 11月1日	31年 1月25日	都市計画区域内の 用達修住居専作 域・第二種域 域・第二種域 関限について	[提案の具体的内容] 都市計画区域における第二種低層住居専用地域について、床面積150㎡以下の制度があり、その面積の中で生として日用品の販売として建築している。その中で、消費者から求められるコンピニエンスストア(活舗)での質の高いサービス提供のため、床面積の制限を緩和していただきたい(具体的には、300㎡以下若し(は200㎡以下)。 [提案理由] 昨今の国民の高齢化や中小小売店舗の閉店、消費者の物の買い方の変化(ネットショッピングやニマースの拡大)、宅急便の使われ方の変化等、多くの消費者を取り囲む境が変化し、消費者から求められるサービスに上記制限の中ではこたえられない状況が変化し、消費者から求められるサービスに上記制限の中ではこたえられない状況が変化し、消費者から求められるサービスに上記制限の中ではこたえられない状況が変化し、消費者がら来められるサービスで、床面積の制限緩和にて対応できたらと考える。 [具体的な行為] [具体的な行為] [具体的な行為] [3月体間を行動、自然に関い物をする場所がない高齢者等のため、自然に関連されない消費者が伝舗受け取りを可能にするため) (3月体間を有等の利用にこたえるパリアフリー対応のトイレ設置とその通路幅(w1200種度)の確保	本フラン チャイズ	国土交通省	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を侵全するための制限であり、それ ぞれ用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模等を定めています。 第二種帳層柱 原導用地域は、主として、履性やに係る良好な柱原の環境を保護す もの定められる地域であり、疾而補の合計が1500㎡を超える日用信の服売を主たる 自的とする店舗は原則して建築できなり、定していますが、特定行動が第二種帳層住房専用地域における良好な住居の環境を書するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合については建築することが可能です。		現行制度 下で対応 可能	第二種低層住居専用地域内の床面積が150㎡を超える日用品の販売を主たる目的 とする店舗については、特定行政庁の許可により建築することが可能です。		

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

~ U = 0	W 4 D		内閣府で	担实表示	招 <b>生</b> 0月从从内容符	提案	所管	i	所管省庁の村	<b>贪討結果</b>	規制改革推進会議	ワーキング・グルー
受付番号	受付日		の回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類 対応の概要	における再	男プにおける 処理方針
300928163	30年 9月28日	30年 11月1日	31年 1月25日	歩道切り下げ申請 について	[具体的内容] 園道と県道、市道の切り下げ工事の申請方法、期間の統一又は同等にしていただ きたい。 [提楽理由] 園道の切り下げは、出張所へ申請し本部にて承認されるため2段階の手続きがあり 3ヶ月程度の期間がかかる。一方、県道、市道の切り下げは出張所のみで承認され るため1ヶ月程度の期間となる。園道と県道、市道では、2ヶ月の差があり、建築工 事等の事業スケジュールに大きく影響しているため、期間差の短縮化についてご検 計をいただきたい。	(一社)日 本フラン チャイズ チェーン協 会	国土交通省	省 道路管理者以外の者が、道路に関する工事又は道路の維持を行う場合には、道路管理者の承認を受けて行うことが可能です。	道路法第24条	道路法第24条の規定に基づく道路管理者以外の者が行う工事(以下「承認工事」とう。)は、道路管理者の承認を受けて行うことが必要であり、当該承認に係る標準的、 処理期間については、「遺路法第24条の承認及び第23条の許可並びに第91条第1項 現行制度。の寺可に係る標準処理期間の基準について「平成10年9月5日建設会道政条第35 下で対応 道路局路政課長通達)により、許可までの標準処理期間を原則として2~3週間として います。 処理期間については引き続き短縮に努めてまいりますので、御理解・御協力のほ ど、お願い致します。	<u></u>	
300928166	30年 9月28日	30年 11月1日	30年 11月27日		屋外広告物条例において、のぼり旗やスタンドサイン(※固定物ではない)まで許可申請が必要とする行政が増加している。※説時点にて把握をしているのが30ヶ所程度、窓口は急者により発育の客が変わること形念。申請自体は者板等か2年期別に対して、のぼり旗では1~3ヶ月毎と非常に厳しい。働き方改革がある一方、申請を受ける行政制造を力と、高級数の多いコンピーエンスストでは無大な業務負荷となることが懸念される。そこで、申請が象は固定物のみとはできないか。又は、権場に短い申請開期を2年周期に統一はできないか、ご検討をいただきたい。	チャイズ チェーン協	国土交通省	広告旗(※1)や立着板等(※2)の可勤式広告は、屋外広告物法において規制の対象とされる「屋外広告物」に該当します。 周出の対象となる広告物の規格や許可の期間については、屋外広告物法第4条(※3)に基づき、都選席銀が条例に定めることができることになっています。 また、屋外広告物法の選用に関する技術的助意として国の定めている屋外広告物条(例ガイラインにおいては計算期間について、「三年間をこえることができない。」と示すとともに、当該ガイドラインの選用上の参考事項として、「計可等の期間については、公東に対する危害の防止の観点から、中心市街地や観光地等、通行者が多い区域では、三年より短い期間を設定することが望ましい。」旨を示しています。 ※1広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。 ※2立着板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て持けられている立着板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。 ※3第4条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な最終と形成し、まてくは風があるた意を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置(前案の規定に基づ条例によりその表示又は掲出物件の設置(前案の規定に基づ条例によりその表示又は掲出物件の設置(前案の規定に基づ条例によりその表示又は掲出物件の設置(前案の規定に基づ条例によりその表示又は掲出物件の設置(前案の規定と表で表しましましましまします。	·屋外広告物法第2条第1項、第4条	屋外広告物規制は、各地域の特性に応じて行われるべきことを踏まえ、屋外広告物 はては、屋外広告物の表示等に関する制限の内容等についてその基本的な枠組みを 下で対応、定め、各地域に適用される規制は条例によることとしています。そのため、届出の対 の部 となる広告物の規格や許可の期間に つつ、各自治体に要ねられています。	ž.	
300928186	30年 9月28日	30年 11月1日	30年 12月18日	配送ドライバーの 免許要件の緩和に ついて	昨今、ドライバー不足の状況が逼迫している。労働人口減少・若年層の車離れ等の 社会的傾向から止むを得ない状況ではあるが、この状況を打開する一葉として外 周人ドライバーを雇用したい。たい、外国の万で留實費的「現実される活動内容 に職業としての車両の運転がなく、永化・定住権政得等の方法もあるが就生息だが 富久実質的に関係する人の企用は下の運用はである。したがきたい。代せて、外 間にて取得し速転会計証については、その条計証を日本の影話を一切を分計を一切り 間に取得し速転会計証については、その条計証を日本の影話を一切を別 方で運転可能な期間を、外国にて取得した免許証により日本国 内で運転可能な期間を、外国に取得した免許証の有効期間内であれば1年を超 えても可能としていただきたい。	チャイズ	警察庁 守 落 答 道 省 省 道 省	(法務省) 外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法に定める 在留資格のいずれかをもって在留することとされており、飲労活動ができる在留資格 は、別表第一の一二及び五の表に定められています(身分・地位にかんする別表策 この在留資格を除く、また、総労活動ができる在留資格の計画基準については出入 国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令において定められて 「書歌行」 「書歌行」 「書歌行」 「書歌行」 「自日は、国際運転会計画等で運転する場合です。1949年の道路交通に関する多様 に欠っかたがあります。 「1つ目は、国際運転会計画等で運転する場合です。1949年の道路交通に関する多様 に欠っから、10時的国が発給する同条約に定める様式の国際運 転免許証を所持する場合には、我が国に上陸(一定の場合を除る。以下同じ。)をした 日から1年間、当該国際運転会許証で運転するとかでます。(可能交通に第10条金) 2)また、ジュネープ条約12番が「国際運転免許証で運転する。2かで同じ、2をした 日から1年間、当該国際運転会許制度を有すると認められる国・地域にストニア、スイス、ドイソ、フランス、バルーモー、一名間の運転免許証(以下が国連転免許証(以下が国連転免許証(以下が国連転免許証(以下が国連を発売していない国・地域であって、表が国に同等の水準の運転免許制度を有すると認められる国・地域にストニア、スイス、ドイソ、フランス、バルーモー、一名間の運転免許証(以下が国連転免許証(以下が国連を発売)に、上陸をした日から1年間、当該所国運転免許証で運転するとかでします。2か「国主の大学の工作」 「2か」日、10年のでは、当該外国運転の会計を取得するためには、当該外国運転の会計を取得するためには、当該外国運転会計の構造、選手での連転会計の場合では、これら知識・技能の確認を受ける必要があります。これら知識・技能の確認とは、通常の運転免許試験よりも簡易な方法となっています。 さらに、我が国と同等の水準にあると認められる免許の制度を有している外国等にあっては、これら知識・技能の確認	出人園管理及び難 民認定法 条約(昭和39年条第 項、第24条第1 項、第24条第1 項、斯24条第1 項、斯24条第1 項、斯24第10 35年法律第105号 第19条の23第2項 第10条の2 道路交通法院令第 270号第34条の4 37項、第 39条の3 39条の3	ドライバーとし、娘女寺 る外国人の妻人がにしかしは、ますりままれにおけるコンモンスの形成状決し結束えた上で労働市場及び日本人の処理改善への影響や国民とは、等への影響等も含めた幅広い観点から、政府全体で検討していく必要があるものと考えています。  「警察庁」 道路交通法第107条の2において、国際運転免許証とは外国運転免許証によって5 が国で運転できる期間を上陸後1年間としているのは、我が国が締結している道路交通に関する条約「ジュネーブ条約」において、有効期間が1年間とされているとめです。 同無勢は、短期滞在者の便益のことの11年間に限って国際運転を許証による運転を設めたものと考えられます。  「レンドンで、1年を指令の提出のことに1年間に限って国際運転を許証による運転を対しているでは、我が国の記述を取得する必要があります。	o Dist.	

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	<b>巫</b> 仕口	所管省庁への検討	内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管		所管省庁の検討	<b>対結果</b>	規制改革 推進会議	
文刊借与	文刊口	要請日	りまとめ日	<b>佐米尹</b> 垻	旋糸の具体的内谷寺	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	応の 対応の概要	における再 検討項目	再プにおける 処理方針
300928232	30年 9月28日	30年 11月1日	30年 11月27日	に向けた航空法等	現在、空中を飛行するドローンでは夜間飛行、目視外飛行、私有地上空(電車の駅 や線路、山林を想定)、一部自治体の公園、公共施設等の上空での飛行が禁止されており、過疎地や限界集落等への運搬のため一部規制緩和する必要があるため、ご検討をいただきたい。	(一社)日 ホフラン キャイズ チェーン協	法務省 国土交通	【法務省】 民法には、「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」と規定されています。 【国土交通省】 (額 金銭において無人航空機を飛行させる者は定められた方法により飛行させなければならないとされており、ご提案いただいている飛行内容のうち明確に航空法で定めのあるを開発行及び目視外飛行については、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び制件の安全を構められたがないことについて国土交通大臣による承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができることとなっております。	現式 民法第207条、 が 航空法132条の2 可	【法務省】 和有地上空における小型無人機の飛行については、「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」において、今後の検討項目として、「小型無人機の飛行と土地所権の関係」が挙行られており、法務省として。 氏事基本法制を所管する立場から、B(無省庁と連携して、引き続き検討してまいります。 (国土文通省)  「国土文通省」  「国土文通名」  「国土文通名」  「国土大通名」  「政制所行及び目視外飛行の承認が必要な場合にあっても、例えばあらかじめ決まっ 技術所において飛行を行う場合には、適切な安全性の確保を前提に1年間の包括承認 を行わなど、柔軟な対なを実施しており、既にその実績もあります。 したがって、今回ご提案いただいた夜間飛行及び目視外飛行については、個別にて 相談いただければ現行制度下においても対応可能です。	有見た!	
300929014	30年 9月29日	30年11月1日	31年 1月25日	建築基準法による 確認申請書第三面 第1年編(許可・記 定等)の記載事項 について	建築基準法による確認申請書の様式は、規則で定められています(建築基準法施行規則第1条の3第二号様式)。 しかに同様式の第二号様式)。 しかに同様式の第二時4様式)第一台には、根拠となる法令及びその条項、当該計可・認定等を受けて通信には、根拠となる法令及びその条項、当該計可・認定等を受けて通信に、根拠となる法令及びその条項、当該計可・認定等を受けて通信では、上定かられており、建築物師関するあらめる記を等でついて第一次であるでは、上定かられており、建築物師関するあらめる記を等でついて事業を作成する作業が申請者にとって大きな負担となっています。 「業元で、審査に支障の無い過距での改善措置として、記載事項から型式適合認定・構造方法等の認定を除くことを提案します。これにより、申請書の作成期間及び審査期間の短額が見込まれます。 (補足) この注意書きれ中の19年の規則改正により記載対象が拡大されたもので、以前 は注意書き中の19年可・認定等 1が19年の規則改正により記載対象が拡大されたもので、以前 注注意書き中の19年可・認定等 1が19年の規則改正により記載対象が拡大されたもので、以前 注注意書き中の19年可・認定等 1が19年の規則改正により記載対象が拡大されたもので、以前 注注意書き中の19年可・認定等 1が19年の規則改正により記載対象が拡大されたもので、以前 20年の19年1月1月4日国住指第3110号・国住前第185 - 2号によれば、この改正の目的は、建築主事等が審査において認定さら現実等(例えば建築基準法権人条の可能とは、上にご記載する意義も認められます。 確かに、選案に対して認定されます。第章においてもこの改成に対しているでは、20年の記載されています。審査においてもこのといた機可は表しますが、記載組入及び整合性と対象の企画といたが最初が表しますが、記載組入及び整合性と考えまれまり。	個人	国土交通	建築基準法第6条では、建築主は工事に着手する前にその計画が建築基準関係規定 に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないとされています。 建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号口(3)では、確認の申請書のうち、構造方法等の認定に係る認定者のでしこいっては、建築主事等が当該兼類を有していない。 とその他の理由により、提出を求める場合に限り提出することとされています。 建築物の返室書の写しを添えたものにあっては、建築物の区分に応じ、指定された図書についてはこれを添えることを要しないとされています。 平成19年11月14日国住指第3110号・国住街第185-2号では、規則別記第2号 株式「確認申請書」健築物)において、構造大法等の返案の番号も記入することとされています。 がは、確認申請書、健築物)において、構造大法等の返案の番号も記入することとされたと整議主、認定書の写しの提出が必要であるかどうかの確認に当たっては、生該認定の番号の記載された個を活用することとしています。	建築基準法第6条 主 建築基準法施行規 則第1条の3 平成19年11月14 日国住指第3110 号・国住街第185 - 2号	・構造方法等の認定に係る認定者の写しの提出が必要であるかどうかの確認、認定 また。適合する部分を有する建築物における提出が不要となる図書の確認に当たって 当該認定の番号の記載された欄である第三面第14欄を活用することとしており、確 審査等の公正かつ適確な実施を確保するため、当欄は必要です。		
300929016	30年 9月29日	30年 11月1日	30年 12月18日	自動車取得税における課税標準基準 ける課税標準基準 部の電子的提供に ついての要望	自動車取得税における課税標準基準額は、新規新車の登録時著しくは、自動車の改造時等に確定し、その自動車に変更が加えられなければ、その後の取引の際にも引き趣度が生ます。また、この額は、自動車取得税が廃止となっても、その後に導入される予定の環境性能到課税額の算出にも引き機が高たことされております。また、この額は、自動車取得税が廃止となっても、その後に導入される予定の環境性能の算法を表しませい。 しかしなから、開始は、以前に最近なより微妙に異なることから、自動車販売、登録に先立って保税事務所(自動車投事務所)に開金を余備なくされております。立って保税事務所(自動車投事務所)に開金を余備なくされております。時間の制度はより機能を持った。では、対に時間がかからその情報を持ったいされなるす。対がに時間がかからその情報を持ったいされなる。ことに時間がかからとどに、別時間の経過であり、申請の機能としても大き食息をとなっております。ここした保健を包囲するために、概算と称して本来よりも高額な自動車取得税を預かる事業者もあり、納税者の権利は必ずしも守られてはおりません。そこで、こうした問題を解する方法として、自動車を保着が、単台番号等、よる線制には、対したこれで、有機を発して、の金額を電子的に供給されることにつても理解致します。 ものことに加え、有者料という選択的におしてこのでも開発数とます。 れることに加え、有者料という選択的に設けられることにつても理解数にます。 もたもからと明確さないます。	政書士法 人	総務省 国土交通・	自動車取得税の課税標準となる取得価額については、制度の趣旨を踏まえた上で、 新車とにグレードや自動車の付属物の取り付け状況等を踏まえ、地方団体において値 別に制定しております。	B 地方税法第118条 対i	自動車取得税の課税標準となる取得価額については、地方団体において、個車ごと 状況を確認することにより判定していることから、自動車登録番号・車台番号等による 識別に基づいた一律の自動車取得税額を電子的に提供することはできないものと考 ます。	5	

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

巫从平日	巫从口		内閣府で	担党市伍	担实の具体が中容等	提案	所管	Ē.	所管省庁の核	討結	果	規制改革推進会議	
受付番号	受付日	要請日	の回答取りまとめ日		提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要		耳 プにおける 処理方針
300930008	30年 9月30日	30年 11月1日	30年 12月18日	自動車取得税の多 重課税を解消する ための規制の緩和 (要望)	自動車取得税は、自動車の新規登録もしくは所有権移転登録時に(一定の条件で 免股となる自動車を除き)自動車の所有者に課税されております。 自動車流過程においては、諸路運送車両法第33条に定める諸連越明書の交 付さもって所有権の譲渡が為されたと見做され、転々と譲渡するごとに移転登録が 基務付けられております。 しかしながら、当該自動車における中間の所有者は、期間的に自動車を所有する ものの自動車の保有を目的とした取得者ではありません。 また、自動車の登録においては、所有者の住所氏名等の変更に係る登録の省略 は認められているものの、移転登録の省略は認められておらず、都道府県によって は、「後建工学見」として急される登録であっても、その都度自動車取得板が課税されております。 不力がリます。 不力がリます。 不動産登記においては、不動産取得板の一重課税を解消する(「第三者のため かとされております。 不動産登記においては、不動産取得板の一重課税を解消する(「第三者のため なを記ります。」、不動産型部によってと、その都度自動車取得板が課税されて、 のを記しまして認められました。また、その様の規制が遅れされることを希望数 します。 なお、平成31年に予定されている消費税率引き上げに伴う自動車取得税の廃止 によってこの問題が消滅する可能性は小さく、その後継とされる(仮)環境性能割税 制においても同様の深遠が消滅する可能性は小さく、その後継とされる(仮)環境性能割税 制においても同様の深遠が消滅する可能性は小さく、その後継とされる(仮)環境性能割税 制においても同様の深遠が消滅する可能性は小さく、その後継とされる(仮)環境性能割税 制においても同様の深遠が消滅する可能性は小さく、その後継とされる(仮)環境性能割税 制においても同様の深遠が消滅するに見込まれます。	P·R·O行政書士法 人	総務省国土交通省	の取得とは、目動車の所有権の取得をいっものとされています。 なお、自動車製造業者の製造による取得、自動車販売業者の販売のための取得等に ついては、含めないこととされております。	道路運送車両法第	事実誤認 【国土交 通省】 現行制度	【総務省】 登録制度に基づき、新規登録、又は、移転登録された自動車について、運行の用に 使するために、当該自動車の所有権を取得した場合においては、自動車取得税の課 税容体となりますが、自動車販売業者の販売のための取得等については、課税容体 に合めないことされております。 【国土交通省】 自動車の登録制度においても、A、B、Cの三者が取引関係者として存在する場合であって、AB間の売買契約書の特則に「第三者のためにする契約」が整り込まれている場合など、本から のに所有権が直接移転している場合には、本からのへ移転登録を行うことができます。 なお、上記の場合であっても、AからB、BからCIC所有権が移転していると認められる場合に、AからCへの移転登録を行うことができます。 なお、上記の場合であっても、AからB、BからCIC所有権が移転していると認められる場合に、AからCへの移転登録を行うことができます。 なお、上記の場合であっても、AからB、BからCIC所有権が移転していると認められる場合に、AからC、の移転登録を行うことができません。	<u> </u>	
301009002	30年 10月9日	30年 11月16日	30年 12月18日	オンライン手続き1 おける行政書士の 取扱いについて	オンライン手続における利便性の向上策の一つとして、「オンライン手続の利便性 向上に向けた改善方針(平成26年4月1日各府省情報化統括責任予書総会議決 定において、各府省は、土業者が原基を代理する場合に、土業者が原本や遊付 書敬を確認することにより、当該原本の提示や当該逐づ書類の提出を省略することを可能とすることを検討、実施することとなれている。 しかるに、関土交通省の宅地建物取引案申請、建設棄申請、自動車登録申請、法 祭者の帰化申請、在留計司申請など、行政書土の代表的な業務に関しても、全く 検討すらされていない。 特に、法務者においては、司法書上に対して参配関連の緩和指置を直にる検討の かが進かられているが、上述の行政書土関連は全(検討されていないのである。 の原因は、法務者が司法書上を所受しているのに対して、行政書土を所管しているのが終済省であることから、いわば身内ではないので、行政書土法に関する理 解かけ分けないとかと考えられる。 そこで、少なくとも上記手続きに関しては、行政書士に関する理 終本に、教者によったるとを、名名庁に通連し、名名庁におきし、名名庁にで表きと、名名庁に選連と、名名庁にを書き、名名庁に表きととを、名名庁に選連と、名名庁に表きと、名名庁に選連と、名名庁にと書きと、第名庁に選連と、名名庁に表きとと、名名庁で表書と、日本	個人	警察所 育 名 省 通 省	かに中間は、中間を20mに息忠を直接機能多の必要があることから、時代中間は、 中間をとようとする者が自ら法務局以は他方法務局に出頭して、書面によってしなければならない。」と規定とれており、任意代理による申請は認められていません。 (出入国管理及び軽民認定法関係) 所属する行政書士会を終由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出た行政書士会を終由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出た行政書士会を終由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出た行政書士は、外国人本人に代わり申請を取り次ぐことができ、外国人本人が自ら出設して申請を行うことを長しません。 (国土文造省) く建設業申請> 建設業法第5条(において一般建設業の許可を受けようとする者は、国土文造省令の定めるところにより、二以上の都道府県の区域内につる営業所を設けて営業ようとする場合にあっては当該党業所のの成内にのの名業系を設けて営業しようよう場場によめていない。また、建設業許可については現時意で申請の電子化がなされていない。 そ地建物取引業申請> と地建物取引業申請> と地建物取引業申請> と地建物取引業申請> と地建物取引業申請> と地建物取引業申請> と地建物取引業申請> と地建物取引業申請> と地建物取引業申請> と地建物取引業申請> と地建物取引業申請> と地建物取引業申請> と地建物取引業申請> と地建物取引業申請> と地建物取引業申請> と地建業を終れていては、多件申請を登出しての事業を含むうとする場合にあっては、国本を対しての本場を答案としての事業を含むうとする場合にあっては、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の電子化がなされておりません。 日本の電子は、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の電子については、日本の電子については、日本の電子にしては、日本の電子にしては、日本の電子にしては、日本の電子によっては、日本のでは、日本の電子によっては、日本の電子によっては、日本のでは、日本の、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本ので	宋の2、末の1宋9切 出入国管理及び難 東の2、第20 東の4、第21条、第22 条の5、第24条、第59 条の2、第20 条の3、第24条、第59 条の3、第24条、第59 条の3、第24条、第59 条の4 建設業法第6万規則 第24 建設業法第6万規則 第24 ※	<ul><li>国関対公管難法検手 【通く申地引入予 く登入度応一計解係応出理民関討 当省建請建業検定 自録現下可能を不国及認係に 文 設宅物申討 動申行で能を発法 つ国び定〉着 楽宅取請を 車請制対 検</li></ul>	が化中類は、社会代準による中類の原に、液付書類を音称であるとしてきません。 (出入国管理及び難民認定法関係) ・ 平成30年度からオンライン申請手続の一部を開始することとしており、当該開始に向けて具体的な制度設計やオンラインのステムの詳細の検討等。所要の準備を進めてします。 オンライン申請の主体となる在留外国人の所属機関については、外国人雇用状況雇出等を履行しているなど、一定の要件を満たす機関に利用を認めることを想定してますが、行政事士等の方々が申請取改制度の下で果たされてきた役割をも踏まながら、オンライン申請手続における申請取次制度との関係を含め、具体的な要件について現在検討しています。  (国土交通名)  〈譲設集申請〉 ・ 国土交通名 ・ 「と発見さればいないため、ご指摘のオンライン・実験における土業者による原本や派付書類の確認手続については今後の検討課題と認識しております。 ・ 「公職を持ち、日本の事業の事業を持たこれでは今後の検討課題と認識しております。 ・ 「公職を表しております。 ・ 「公職を表していていませ。 ・ 「公職を表していませ。 ・ 「公職を表しています。 ・ 「会しています。 ・ 「公職を表しています。 ・ 「公職を表しています。 ・ 「公職を表しています。 ・ 「公職を表しています。 ・ 「公職を表しています。 ・ 「会しています。 ・ 「会していまする。		
301030001	30年 10月30日	30年 11月16日	30年 12月18日	建設業許可申請書の厚紙表紙の廃止について	建設業許可の申請をする場合、A3サイズの厚紙を半分に折って、表紙として使用 しなければならない。 事業者としては、申請のために厚紙を購入しなければならず、負担となっている。 事業者としては、申請のために厚紙を購入したけ場合、窓口で受け付ける場合と、受け付けない場合があり、今ひとつ紙ーされていない。 受け付けてあるない場合は、近くの販売所で100円程度で購入するように指導され、枠内は手書をき扱いられている。 行政事務の用途としても、普通紙でも何ら問題ないので、厚紙を必要とする規制を 廃止していただきたい。	個人	国土交通省		建設業法第5条 建設業法施行規則 第2条	事実誤認	建設業法上、許可申請において、申請時にA3サイズの厚紙表紙を使用しなければならない官の規定はこざいません。また、都道府県知事許可に係る事務は地方自治法 との自治事務とされております。なお、版に国土交通大臣許可申請が都道府県を軽柱 する過程において、厚紙使用するよう指導している事業がある場合には、その必要 はない旨都道府県に対して周知してまいります。	0	
301030002	30年 10月30日	30年 11月16日	30年 12月18日	建設コンサルタン の登録証の発行	建設コンサルタントの登録を受けなければ、公共入札などでの入札資格として認めてもらえない場合がある。 そのため、冬のゼネコンや測量会社などは建設コンサルタントの登録を受けているのであるが、国文省には登録証の発行制度がない。 そのため、入損機和登録などにあたって、資格業者である事実を証するものが、登録申請書への受領印を押した控えなどに限られ、複数の入札登録手続きを平行してする際や、受付きする相下方に支跡が生じている。 受け付ける相手方の支職としては、資格を喪失していても、印鑑証明書などのよう な3ヶ月以内の証明といったものを発行する制度がないため、確認するためには国 文名の許認可業者検索サイトで1社ごとに調べるほかになく、手間が掛かることになる。 そこで、登録の事実を証する書面の発行制度を創設するべきである。	個人	国土交通省	建設コンサルタントの登録状況については、建設コンサルタント登録規程第16条第1項に基づき、登録簿及び新規・更新登録申請書、現況報告書、変更申請書の写しを公衆の閲覧に供することとしております。また、第2項に基づき、国・地方公共団体その他の者は、建設コンサルタント業務に関し必要がある場合において、現況報告書の上を求めることができるとしております。また、平成22年3月に建設開建業検討会において、建設関連業のあり方と、企業、業界、国、発注者といった関係者それぞれの果たすべき役割についてとりまとめた「建設関連業の課題長望1では、国民及び発注者が登録業者に関する情報を容易に合ったができるよう、インターネットを介した情報提供の仕組みづくりを検討するとされました。これを踏まえ、平成22年度とり情報提供を行かためつステム関係を行いました。これを踏ま、平成22年度とり情報提供を目前しております。この、登録状況について更新日時点の最新の状況、現況報告を含む)を反映しております。	建設コンサルタント 登録規程第16条	現行制度 下で対応 可能	「建設関連案の登録業者に関する情報提供システム」は建設関連業検討会においてなったとしまとめに同り、国民及び発注者が登録業者に関する情報を容易に得ることができるよう開発したもので、登録状況について更新日前の必要がの状況(現実を含む)を反映しており、現在登録がされている業者を確認する方法としては最も信頼性が高いものと考えております。 登録を証するのとしては、「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」のデータをご活用いただきますようお願い申し上げます。		

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁	内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管	Ē	所管省庁の核	食討結!	Į.	規制改革推進会議	ワーキン グ・グルー 声 プにおける 処理方針
文的证券	ZNI	要請日	りまとめ日	灰米尹垻	従来の共体的的合守	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	における 検討項目	再 プにおける 処理方針
301118001	30年 11月18日	30年 12月10日	4月24日	化について(構造 耐力関係)	都市計画区域内等において建築基準法(以下「法」という。)に基づく確認申請を 行う場合、小規模(法第6条第1項第一号から第三号までに該当しないものをいう。 以下同じ、)な建築物で選集士の設計によるものは、該第20条第1項第四号(以 下行性規定という。)が審要が象から除かれています。(法第20条の限存不適格 遵表制で、)は無効がを認めたらないれています。(法第6条の49第1項第三 号、同版行令第10条第三号 4 及び第四号 4) 一方法第68条の71電審省象から除かれていないため、法第20条の既存不適格 遵禁物に小規模な独立部分(法第86条の7第2項に規定する独立部分をいう。以 下同じ、26一個 機として増築する場合は、過等する独立部分をいう。以 方面に、26一個 機として増築する場合は、過等する独立部分は15年15年 五支通名ホームページ掲載量整確認手規等する独立部分は下の表達を 等について「Q & A が規模建築物(不适住中等) No.9を照) 等に、複数の小規模な独立部分か、形名の新学制 (本4) はず、(国土文通名 本一人ページ制度/建築部とが一般の表が表面が表しております。(国土交通名 本一人ページ制度/重要を 第4年20年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年	個人	国土交通省	・建築主が建築物を建築しようとする場合には、建築基準法第6条第1項の規定に基づき、保護申請を行うことが必要とされています。その際、法第6条の4の規定に基づき、法第6条第1項第4号に引き建築地で建築士の設計に係るものについては、確認の特例が設けられているところです。	建築基準法第6条 第1項、第6条の4、 第20条	対応不可	法第20条第2項により別の建築物としてみなされた部分は、法第6条第1項第4号に 当しないため、確認の特例を受けることはできません。	i.	

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	平什只	所管省庁	内閣府で	提案事項	担宅の日本が中央生	提案	所管	i	所管省庁の検討結	果		
支打奋号	安何日	への検討 要請日	りまとめ日	<b>佐条</b> 事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要		プにおける
310121003	31年 1月21日	31年 2月8日	31年 2月28日	土地収用法に係る 書類作成季託業務 に関する行政書士 法の遵守	国土交通名は、各地方整備局ごとに『用地調査等業務共通仕様書』と『事業認定申請図書作成要領法置き、土地収用法に係る行政事務について、請負に付する際においての仕様及び要領を変めている。 用地調査等業務共通仕様書(九州地方整備局) http://www.qsr.mit.go.jo/m-youchi/oklyo-youchi/ofd/chousa_00.pdf これらの規程には、行政が民間に委託をする土地収用法に係る手続きに関して、次の書類の作成業務が定められている。 (3)明度裁決申立図書の作成 (2)教決申請図書の作成 (3)明度裁決申立図書の作成 (3)明度裁決申立図書の作成 (3)明度裁決申立図書の作成 (3)明度裁決申立図書の作成 (3)明度裁決申立図書の作成 (4)未成立の大変を表した。 を表して、これらの書類の作成業務に関する入札参加資格として、国土交通省は、仕様書によって、次の資格者の在籍を求めている。 (7)補償業務管理土版な長間資格として、国土交通省は、仕様書によって、次の資格者の在籍を求めている。 (7)補償業務管理土版な長間資格者に対しているが、合いである。この、国土交通省は、担連可参書がに対している。国土交通省は、担連可参表がである。この、国土交通省は、担連可参表に関しては、司法書上上級び土地家屋調査土法については通守されていないのである。 そこで、国土交通省は通守されているが、行政書土法については通守されていないのである。 そこで、国土交通省は連守されているが、行政書土法については通守されているが、のである。 そこで、国土交通省は連守されでいるが、行政書土法にの責任については、対格を限るものとして頂きたい。 次に、国土交通省は大争順費が表ではない、行政書上は入札資格を限るものとして頂きたい。 次に、国土交通省を示の「補償コンサルタント登録規程」においても、上記の登録業務については、行政書土は、行政者上に入札資格を限るもとしている。これについては、行政書土資格を登録解といて、同様の預差を設定していては、行政書土資格を登録解といて、利用に対していて、行政書上第二を書類の作成をある。内部書類の業議書等は、行政者上法の規制対する書類の作成をある。内部書類の業議書等は、行政者上法の規制が多れてもの表していただきたい。	個人	国土交通名	国土交通省の各地方整備局で定めている用地調査等業務共通仕様書(以下「共通 仕様書」という。)は、国の直轄事業に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査・補償 金島の事定等業務(以下「用地調査等業務」という。)と請負に付する場合の素務内容 である事業を実施している。という。と前負に付する場合の素務内容 である。本籍を対しており、必要を、自動型金等業務は表の適正なが、主任 担当者とし、理論用地調査等業務の主たる業務に関いる体標業務を理しの資格を存 する高等を選(ことしていまき、また、人科参加表明する情報業務管理との資格を有 する高等を選(ことしていまき、また、人科参加表明する情報業務管理との資格を有 する高等を選(ことしていまき、また、人科参加表明する情報業務管理との資格を有 である等を選(ことしていまき、また、人科参加表明する情報、対象でいることのです。 用地調査等業務のうちも事態定申請国盈害の作成業務についても共通仕様者に規 定されており、この業務の内容は受き付い、国が事業設定申請を行うため 要となる土地等の調金、各種図面等の資料作成、情報の収集等を行わせるものです 国は、党主者から納品もれた規制を受きれて、国が事業設定申請を行うため 規定のよめの書類を作成の上事前の相談を行い、是終的には国自らの責任と判断 において提出用の書類を作成の上事前の相談を行い、是終的には国自らの責任と判断 において提出用の書類を作成、事業認定申請手続きを行っているところです。 また、補償コンサルタントを登録規程第6条においては、補償コンサルタントの大き機 また。持備コンサルタントを登録程第6条においては、補償主がよりによっていましていまして、 本務を行うを登録に関していましていまして、 は、日本の事業を対していまして、 は、日本の事業を対していまして、 は、日本の事業を関するといまの事業を対して、 は、日本の事業を対して、 は、日本の事業を対して、 は、日本の事業を対して、 は、日本の事業を対して、 は、日本の事業を対して、 は、日本の事業を対して、 は、日本の事業を対して、 は、日本の事業を対して、 は、日本の事業を対しまして、 は、日本の事業を対して、 は、日本の事業を対して、 は、日本の事業を対して、 は、日本の事業を対して、 は、日本の事業を対して、 は、日本の事業を対して、 は、日本の事業を対して、 は、日本の事業を対して、 は、日本の事業を対しませ、 は、日本の事業を対しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	用地調査等業務共 通仕様書 補償コンサルタント 対応不可 登録規程	共通仕様書に基づき受注者に依頼しているのは、国自らが事業認定申請書を作成するために必要となる土地等の調査、各種図面等の資料作成、情報の収集等を行うとです。 その上で、こうした業務を適切に行うためには、用地結構に関する知見を持つ専門家であることが必要であることから、入科参加資格要件や補償コンサルタント登録のは著者には、当時中地調査等業務の主たる業務に関する結構業務管理士の資格を有する者、若しくは当該用地調査等業務の主たる業務に関する結構業務管理士の資格を有する者等の登録要件を求めているものです。	=   	
310206013	31年 2月6日	31年 3月6日	31年 4月5日	電の撤去時におけ る海底面下基礎杭	【提案の具体的内容】 着床式洋上風力発電の撤去時における海底面下基礎杭の取扱いについて、一部 残蔵を認める可能性を含め、政府蓄議会等の場において、早急に議論を開始し、 結論を得るぐむある。 【提案理由】 洋上風力発電設備等の要来性能や維持管理の方法基準を定める6余子」(平成28年6 月30日国土交通省告示策368号)において、現在、洋上風力発電設備機会後の基礎杭の取扱い等開催においていない。 着床式洋上風力発電設備の搬去時の基礎杭の取扱いが明確化されていない。 着床式洋上風力発電設備の搬去時の基礎杭の取扱いが明確化されていないことで、事業の予号可能性に不透明感が住じていても、早金機去と一部残量のある。 基礎杭の取扱いについては、守でに欧州において、現全機主と一部残量のある。 というが、計が行われており、かが個」おいても早期の検がす求めらある。とり わけ、一部残電については、完全機去と比較して以下のような優位性があると考え られる。具体的には、環境面への影響については、海底有素が関熱物が拡散ができること、漁業 に対する影響としては、発存する基礎杭が、工徒、海底有素が関熱物が加散ができること、漁業 に対する影響としては、発存する基礎杭が、工造機となることが考えるれる。加え て、完全機士に比べて期短縮が可能となるなど、経済面でもメリットがあるとの指摘がある。 基礎杭の取扱いが明確化させることで、事業の予見可能性が高まり、わが国にお がある。 基礎杭の取扱いが明確化させることで、事業の予見可能性が高まり、わが国にお ける再生可能エネルギーの主力電源化の一助となると考えられる。	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通省環境省	・海洋環境の保全に関しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (以下)海防法」という第9条第1項(0号の海洋施設である着床式洋上風力発電 施設を海洋に捨てようとする者は、海防法第43条の2の規定により環境大臣の 許可を受けなければならないとされています。 ・現在、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に 関する法律(以下(再エネ海域利用法」という)の運用について検討を進めております。 ・海域占用については占用許可期間の満了時には海域の利用又は保全に支障 を与えないように当路施設を撤去する必要がありますが、着庆式洋上風力発電 施設の基礎杭の取扱いについては現時点では明確化されてません。	・海洋汚染等及び 海上災害の防止に 関する法律 ・海洋再生可能エ ネルギー発電設備 校計に着 の整備に係る海域 の利用の促進に関	・海防法上の海洋施設である潜床式洋上風力発電施設を海洋に捨てようとする者は 潜防法等43条の2の規定により環境大圧の許可を受けなければならないとされていた ・海洋施設の廃棄が廃棄海の治洋環境の保全に暑い販達を及ぼすおこれが いものであること、海洋に捨てる場合のほうが搬去より法海洋環境保全の見地からよ 遊切であることが確認できれば、環境大圧の許可を得た上で残置を行うことが可能で す。 ・再工糸環科用法では洋上風力発電施設の搬去方法については選定事業者になっ うとする者が提出する公募も用計画に記載することとしており、経済産業大臣及び国 土交通大臣が公募も用指制等に適合しているか審金することとなります。 ・現在、洋上風力発電施設の一部残置(廃棄)について関係省庁で検討を進めている ころです。 ・おお、国土交通省では、港湾における洋上風力発電施設検討委員会維持管理のは がおいて維持管理の方法の必定をより、「公募対象施設等又は の維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示」(平成28年6月30日国土: 通名告示第858号)に洋上風力発電施設の撤去についても記載する予定です。	E なり:	

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日		内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管	F	所管省庁の検討結婚	果	規制改革 ワーキン 推進会議 グ・グルー
文刊留与	文的口	要請日	りまとめ日	灰米争功	旋米の兵体的的各等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	における再 検討項目 処理方針
310206018	31年 2月6日	31年 3月6日	31年 4月24日	農業用施設における建築基準法の適 用基準線和	[提案の具体的内容] 農業用施設について、指定建築材料の使用に関する基準を緩和すべきである。 [提案理由] 農業用施設は、被産資材がビニール等で取り外しが容易なものを除いて建築基準法上の建築物とされるため、建築基準法上の第37条で定める指定建築材料を使用しなければならない。これらの基準が選用される。この結果、過大にコメトがかかるとともに、実光性の悪性による収量・品質の低下といった問題が発生しており、生産性が善しく損なわれている。	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通名	建築基準法第2条第1号において、「建築物とは土地に定着する工作物のうち、屋根 及び柱著にくは壁を有するもの」と定義されています。このため、農業用施設に限らず、 一般的に土地に定着し屋根及び柱もしくは壁を有するものは建築物として、建築基準 よに適合させる必要があります。 また、建築物を建築しようとする場合、工事着手前に当該建築計画が適法であること について、建築主事による確認(建築確認)を引きるからります。 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重更である建築基準 法能行令第14条のので定から選集物の部分に使用する木材、網材、コンツートその 他の建築材料として平成12年建設省告示第1446号第1に規定する材料(以下「指定建 業材料」という。については、次のいずれかに該当するものでは行ればなりません。 その品質が、指定建築材料で上に国土文道大臣の指定するものでは行ればなりません。 ・相定建築材料とよりません。 ・相定建築材料とと「本の大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	第1項、第6条第1 項、第37条、建築 基準法施行今第 対応不可 144条の3、平成12 年建設省告示第	屋根を天幕、ビニール等で覆い、それらの材料が容易に取り外せるものの建築基準 法上の取扱いについては、例規昭和37年住前発第8号において、屋根等が土地への 定着性が認められないため、建築物としては取り扱わない旨を既に示しています。 雇業用性語じついては、これらを考え、建築主事が、地域の実情を踏まえつつ。個 別の農業用温室が建築物に該当するかどうかを建築基準法の定義に照らして適切に 判断していくをものと考えず。 建築基準法第37条の規定は、地震かや風圧力等に対する建築物の安全性の確保等 のため、建築物の主要部分に使用する指定建築材料に対して品質の確保を求めているものであり、用途・農業用の施設等)に応じ、緩和を行うことはできません。なお、屋根にガラスやブラステック等の指定建築材料に設当しない材料を用いる場合について は、建築基準法第37条の規定は適用されません。	
310206020	31年 2月6日	31年 3月6日	31年 4月5日	気象予報業務の定 義の変更	報に基いて行動した名に混乱や被音を与えるなど、任芸の女学を損なり忍れかめ	(一社) 日団(本経済会	国土交通名	予報は、国民生活や企業活動に密接に関わっていることから、自然科学的な方法に基づかない等の、技術的な裏付けのない予報が広く社会に発表された場合、その予報に基づいて行動した者に選乱や被害を与えるなどの恐れがあります。このため、気象末法、保知では法律第16号、以下に法したり、第19条第1項の規定により、気象を実施、研究では、2000年のは、2000	気象業務法第17 気象業務法第17 表、気象業務法能 行規則第10条、第 11条	順売したシステム等を選じて、独自に作成した気象予欄データを第三者に提供する業務を行おうとする場合は、法第17条第1項の規定により予欄業務の許可を受けなければなりませんが、提案理由にあるように、自ち予欄を行うのではく、自社技術により他の者から取得した象字を例でサント業務を行うという趣旨であれば、現行制度下で予欄業務許の可対象にはあたりません。 なお、気象庁では、平成30年8月の交通政策審議会気象分科会の提言を踏まえ、近年の技術進度や社会情勢の変化に応じ、気象予欄に係る予報業務許可制度を極証し、防災情報との整合性の規点に十分留意しつつ、実施可能な見直しを順次進めているところです。	
310206025	31年 2月6日	31年 3月6日	31年 5月24日	置制度 がた、たける出 が表 が で を で を で を で を で を で を で に に を で に に を の に に を の に に に に に に に の に 。 に の に 。 に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	【提案の具体的内容】 介護保険制度における指定申請・変更届出、報酬請求及び受領に関する届出・変 更届出、事故報告の帳票様式を全国統一し、各地方自治体にその活用を求めるべ き。  【提案理由】 ・現行では、介護保険制度の手続きにおいて、指定申請・変更届出、報酬請求及び 受領に関する届出・変更届出、事故報告を行う際には、それぞれ定められた自治体(保険者および管轄の自治体等)へ帳票を提出している。 ・指定申請・変更届出については厚生労働者務連絡(2018年9月28日老健局総務経度別在施策推進室、高齢者支援援、振興課、老人保健課免の下でエクセル形式の帳票所の・活力では対している。 ・指定申請・変更届出については厚生労働者務連絡の10日治体間で様式に返しも見受けられる。 ・このため、帳票の様式そして添付を要する書類が異なり、記載内容が向一の場合でも提出先数分の帳票の作成が必要となり、各事業所の事務の技本的な効率化にはってがつてはいばい。 ・また・表側請求及び受領に関する届出・変更届出、事故報告の帳票についてはエウルル形式の帳票様式の提供などがな合れていない。 ・したがって、国として、指定申請・変更届出、事故報告の帳票については、・また、・表に書の一般に対して提供などがな合れていない。 ・したがって、国として、指定申請・変更届出、報酬請求及び受領に関する届出・変更届出、自治体の会員を国前・会を国前・人を自治体にその活用を求めることが適当である。その際、自治体の事務上必須と判断される情報については、その種類等に関与治体が実出性判断するためのガイドライと停圧生労働者が示し、その後の状況をモニタリンするとした上で、別済付に提出することも考えられる。・これを実現したと、供来的には国、自治体、介護率者者のよりでは大きない。	+ 67 20 ED	厚生労働。国土交通名	・介護保険サービス事業所等の指定申請及び変更届出については、「介護保険法施行規則」(平成1年厚生省令第38号)において、指定を受けようとする者が提出すべき可目を定めているのに加え、をサービス事の人員、股債及び霊密の基準に関する省令において、地方自治体が低うべき基準及び参酌すべき基準を定めています。その上て、事務連絡(通近の発出は指定型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、経過機算基務連絡)において、申請書の様式例及び返付すべき書類と参考様式を示しています。 ・ 八護報酬請求の加算に関する届出等については、各サービス等の費用の額の算定に関する基準、指定所要する費用の額の算定に関する基準、単位数表等)を定めています。 ・ 「大きなど、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定所要する費用の額の算定に関する基準、指定所要する費用の額の算定に関する基準、指定所要する費用の額の算定に関する基準、指定所要である機工を関すの基準を開発が重要する費用の額の算定に関する基準、指定所要が必要が関する機工を関する基準、指定所要が必要が関する機工を表準、指定が限率でありまして、「中で表述を開発を表準、指定が限率でありまして、「中で表述を開発を表準、指定が限率でありまして、「中で表述を開発を表準、指定が限率でありまして、「中で表述を開発を表準、指定が関する機工を表準、対定が関する機工を表述を表準、対定が関する機工を表述を表準、対定が関する場合に関する場合に関する場合に関する場合に関する場合に対して、品出り目、届出株式、記載上の留意を発売しています。今の機工を対して、品出り、製造型により、事務処理手順及び様式を示しています。今の機工の機工を対していまり、単純を発売しています。その際の様式については、各介護保険サービス等の人員、設備及び運営の基準に関する省令において、事故報告の帳票については、各介護保険サービス等の人員、設備及び運営の基準に関する省令において、本数報告の帳票については、各介質保険サービス等の人員、設備及び運営の基準に関する省令において、本数報告の帳票については、各介質保険サービス等の人員、設備及び運営の基準に関する省令において、本数が発生した場合には市町村に連絡を行うことが規定されています。	員、設備及び運営 に関する基準 指 定居宅サービスに 要する費用の額の 算定に関する基 準、他	介護保険制度における行政が求める文書については、簡素化等に関する検討を進めており、平成30年度を人保健を確認と等事業「介護サービス事業者による介護報酬請求及び指定申訴に関する体票等の削減に向けた遺話研究事業」の結果も踏まえて検討を進め、平成31年度中に、一定の結論を得る予定です。 本人福祉法、高齢者住まい法に基づく手続に関しても、必要に応じ上記と併せて検討を行う予定です。	•

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

- ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。 ◎ ・各WGで既に終討中又は検討を行う事項 ・所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項 △・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日		内閣府での回答取	担安市西	担安の具体が中央生	提案	所管	所管省庁	の検討結	果	推進会議	ワーキン グ・グルー
文刊留写	文刊口	要請日	りまとめ日		提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令	等 対応の	か 対応の概要	における再 検討項目	
310208015	31年 2月8日	31年 3月6日	31年 4月24日	建築確認申請の電子化の促進に向け 方:環境整備	<ul> <li>〈提案内容と提案理由〉</li> <li>建物の新餐や地改築時に必要な建築確認については、行政庁に代わり民間の「指定確認修金機関」が実施することができる。行政手続オンライン化法等により、建築確認の電子申請が認められているものの、建築確認手続きに必要な資料の一部が電子化されていないほか、一部の資料は電子化により運面の場合に比べて大幅に使い勝手が低下する。建築確認手続きの電子化を促進し、指定確認検査機関の身性を表現したりませる。1、電子申請の促進に向けた各行政庁の業務改革。</li> <li>1、電子申請の促進に向けた各行政庁の業務改革</li> <li>1、電子申請の促進に向けた各行政庁の業務改革</li> <li>1、電子申請の促進に向けた各行政庁の業務改革</li> <li>1、電子申請の促進に向けた各行政庁の業務改革</li> <li>2、大きである。(具体例)</li> <li>①一部自治体が求める事前協議事前協議後で計設が接色申記と呼いてある。(具体例)</li> <li>①一部自治体が求める事前協議事前協議後で行政庁が経由即を押印した書面の調査書を発行し、建築確認申請請定と行政庁が経由のを押印した。</li> <li>2)建築工事届 建築主が指定確認検査機関を軽由して建築主事に書面を送付する運用がなされている。</li> <li>③消防房間</li> <li>推定確認整金機関が特定行政庁に書面の報告書を提出しなければならない。</li> <li>金を任状の原本委任状の原本委任状の原本委任状の原本委任状の原本委任状の原本委任状の原本を付上の主機を機関に提出している。</li> <li>2. 設計者の押印が必要な図面の削減 建築確認申請時の影付資料である設計者の作成図面が複数ある場合、各図面建築確認申請時の影付資料である設計者の作成図面が複数ある場合、各図面に採用が必要ななる。電子中請に際しては複数の図面をまとめたファイルに電子署を任け与するのが通常だが、この手に表しまの事が出ている。</li> <li>2. 設計者の押印が必要なな資料を満して、まの場の関係には可なを表しまのが過去となってリルを作成とは表の表の表の表が表が出ている。</li> <li>そこで、電子申請時における審査途上の資料の差し替えを容易にする観点から設計を確認するの押印が必要な資料を減少すべきである。例えば、作成図面を代表する資料は図面に対するのみにまる事業を任めによりまといまの押印が必要な資料を減少すべきである。例えば、作成図面を代表する資料は図面に対するのみによりの表に表しまの理解しましまの理解しましましましましまでは表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま</li></ul>	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通省	・建築主が代理者によって建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請を行う場合にあっては、建築基準法第行規則第1条の3第1項第3号に基づき、建築主から代理者への要任を建する委任状の原本を提出することが必要で第1項に基づき、設計を第1項に基づき、設計をで確認申請において提出する設計図書には、建築士法第20条第1項に基づき、設計をつい、計算が関連をすることが必要です。	基準 を予定 1条 2.現行 3号、制度下	電子申請に際して複数の図面をまとめたファイルに電子署名を付与する場合におい	: E	
310208019	31年 2月8日	31年 3月6日	31年 4月5日	屋外広告物法ガイトラインの適用除 外の明確化	〈提案内容と提案理由〉 屋外広告物法に基づき、立看板等の可動式広告は「屋外広告物」に該当して規制 対象となる。また、同法に基づき、各都道府県等は屋外広告物条例を制定し、届出 の対象となる広告物の規格や期間を定めることができる。このため、コンビニエンス 入下が床店をの安全対策や近隣住民への注意喚起を目的い設置する「スタンド サイン」や「お願い看板」も歴めた告物とみなされる。さらには、各都道府県等が定 める条例についても、市区町村守駅が損象る場合があり、その場合は自治体に 応じた対応をしなければならず、広域で事業活動を行う企業には大きな負担となっ ている。 上記のスタンドサインやお願い看板は、屋外広告物法の目的である「具好な展別 の形成」「良好な風效の維持」「公衆に対する危害の防止」に抵触するものではな い。そこで、安全対策や近隣住民への配慮を目的に対し、記書する設備については、屋 が広告物ガイラインの「適用除外」に記載のあら「自己管理する土地又は物件 に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの」に該当することを明確化し、各自治体に周知すべきである。	<b>仕性へへ</b>	国土交通省	立看板等(※1)の可動式広告は、屋外広告物法において規制の対象とされる「屋外広告物」に該当します。 届出の対象となる広告物については、屋外広告物法第4条(※2)に基づき、都道府県 が条例に定めることができることなっています。 また、屋外広告物法の運用に関する技術的助意として国が定めている屋外広告物条 例がパーラインにおいては、許可地域等の規定やの適用を除する広告物等で規則で定める 基準に適合するものシ上示すともに、当該がイトラインの運用との参考事長して、 「管理上の必要に基づ広告物の基準においては、表示面積を必要最小限度にとど が まおむねつ、三平方メートル以下とし、かつ、周囲の景観と顕和したものとすること が 望ましい。」目を示しています。  屋外広告物: ※1 立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て 掛けられている立着板その他これに類する広告を物又は掲出物件によらを支える台を 含む。)をいう。 ※2 第4条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは 風致を維持し、又は公保に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表表では掲出物件の設置、前条の規定に基づく条例はよりその表示又は設置が禁止されているものを除く。)について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。	シに1」 市リ 下 不 か	屋外広告物規制は、各地域の特性に応じて行われるべきことを踏まえ、屋外広告物法 度では、屋外広告物の表示等に関する制度の内容等についてその基本的な枠組みを定 るめ、各地域に適用される規制は条例によることとしていま。そのできる。届出のを定 なる広告物については、屋外広告物条例ガイドラインを参考にしつつ、各自治体に委 ねられています。		
310213001	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	第一種低層住居専 用地域および工業 専用地域における コンピニエンス ア建築許可の拡大	1度来注田1 第一種低層住居専用地域および工業専用地域においては、原則として物品販売店 舗の建築が禁止されている。こうしたなか、前述の通達2通では、これらの地域にお いて4.8年時は6月間の4年日には7年、建設4年まで40名に「またキーンドーア・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	都市計画法及び建築基準法においては、良好な市街地環境を確保するために、建築物の用途制限等の基準が定められています。コンピニエンスストアについては、第一種低層住居専用地域及び工業専用地域では原則として建築できませんが、特定行政庁が第一種低層住居専用地域に対ける良好な住民の環故を書かるまされがない等と認めて許可した場合及び工業専用地域における工業の利便を書するおそれがない等と認めて許可した場合とついては、建築することが可能です。また、「規制収革の推進合については、建築者を上近り期能です。また、「規制収革を指し、企業を基準法第40条第12項の規定に関する計可の運用に入りて同意とを指し、「規制収革を指し、「企業を基準法第40条第12項の規定に関する計可の運用に入り、日間議決定と指まえ、「建築基準法第40条第12項の規定に関する計可の運用に入り、日間、日本の経費により地方自分体に対して及びの間知するとともに、「第一種医療住居専用地域及び第二種低層住居専用地域におけるコンピニエンスストアの立地に対する建築基準法第40条条の規定に表づ、計可の運用について」(平成28年8月3日)を地方自治体に対して通知したところです。	59条 対応 48条	地方自治体の建築行政・都市行政担当者向けの説明会等において、左記の通知について改めて周知徹底することとします。		

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

巫八巫□	巫从口	所管省庁		担安市还	担实小目从外内空体	提案	所管	Ē	<b>析管省庁の検</b>	討結	<b>*</b>	規制改革 推進会議	ワーキング・グルー
受付番号	受付日		の回答取 りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	における利	プにおける処理方針
310213002	31年 2月13日	31年 3月6日	4月5日	市街化調整区域の が違におけるコン ビニエンススと地に関する開発許 地に関する開発許 が地に関する対応の 統一化	地方自治体は、市街化調整区域であっても、道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所等である建築物とは第一番を開発に発生する。	本経済団 体連合会	国土交通省	市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、開発許可制度において、当該区域における開発行為は、都市計画法第34条各号に規定する立地基準のいずれかに該当する場合に限り許容されることとなっています。コンビニエンスストアについては、道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる休憩所に該当する場合には、同法第34条第9号及び同法施行令第29条の7の規定により立地が可能です。	条第9号、都市計画法施行令第29	Fで対応 可能	都市計画法第34条第9号及び同法施行令第29条の7は、休憩所等の施設を適切な位置に配置することにより、道路の円滑な変差を確保することを趣管しています。 コンビニエンスネアについては、自動車の運転者の休憩のための施設と認められる 場合には、施行令第29条の7第1号に規定する休憩所として立地が可能です。 開発許可事務は地方公共団体の自治事務であり、同号に該当するか否かの判断 は、各開発許可権者において、上記施置を踏まえ、地域の実情等に応じて個別具体に 判断することが適当と考えます。		
310213003	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	的施行における区 画整理権利者との	再開発事業と区画整理事業との一体的施行において、従前再開発地区内で共同 化の申出をしなかった者が居住しており、区画整理事業による建物の明渡しが完	体連合会	国土交通省	土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行は、土地区画整理事業の施行 区域内において市街地再開発事業を行う場合に、土地区画整理事業の仮接地の時点 の権利関係を前提に市街地再開発事業の権利変換を行うことにより、両事業が一体と なった効果的な市街地整備を可能とするものです。	条の3、第98条、第 」		一体的施行の制度を活用する場合であっても、土地区画整理事業と市街地再開発事業はあくまで法令上別の事業として行われるものです。 原則として土地区画整理事業の施行に際して必要な建築物の移転・除却は土地区画整理はよびまり土地区画整理事業の施行者が行うべきものであることから、対応は困難です。		
310213004	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月24日	共同住宅等から老 人ポームへの用途 変更における既存 不適格遡及の適用 除外	は、建栄奉学ぶ施行节第137宋の19第1項において、第2号「病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等」、同項第3号「ホテル、旅館、下産、世界は空、実産金」などは想空されている。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省		建築基準法第87条 第3項 建築基準 第3項 建築基準 第137条の19第1項 1	Fで対応 可能	用途変更前後の用途によって損制の内容に差異が無い規定について、用途変更前に 既存不適格である場合は用途変更後の用途によっては既存不適格が解除されること となり、最新基準適合とする必要が生じてはまうものの、平成の電水正建築基準法によ いて措置された議写や像の名間変更における全体計画設定制度と表明することで、段階的に既存不適格の解消に取組むことが可能となり、実際には既存不適格のある 版存ストックの活用が図られるものと考えています。		
310213005	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月24日	別棟解釈の適用範囲の拡大	[提案の具体的内容] 主要構造部を耐火体的内容] 主要構造部を耐火体造化力能量を物の部分(以下、「耐火構造部分」)と主要構造  部の全部または一部を未造とした建築物の部分(以下、「木造部分」)とが上下で相接して一連になっている場合についても、当該建物が一定の条件に適合していれば、建築基準法等における建築物の一根の登場での運用にあたり、それぞれの建築物の部分を別様のものと解釈できるようにすべきの運用にあたり、それぞれの建築物の部分を別様のものと解釈できるようにすべきの条件に適合している場合には、建築基準法等における建築物の一様の証べ面積の規模に応じて適用される規定の運用にあたり、それぞれの建築物の部分での条件に適合している場合には、建築基準法等における建築物の一様の証べ面積の規模に応じて適用される規定の運用にあたり、それぞれの建築物の部分でいる。しかし、高層建築物についても、上層部が未造部分、下層部が耐火構造部分という構成であれば、仮に上層部で火災が発生した場合でも下層部に影響は出ないため、それぞれの建築物の部分を別様と解釈しても、防災性の観点から大きないため、それぞれの建築物の部分を別様と解釈しても、防災性の観点から大きないため、それぞれの建築物の部分を別様と解釈しても、防災性の観点から大きないため、それぞれの建築物の部分を別様と解釈しても、防災性の観点から大きばいた。要望が実現することで、RC達・鉄骨造から木造への代替によるビル建設コスト削減や木材の需要拡大などの効果が期待される。		国土交通省	建築物の1棟の延べ面積の規模に応じて適用される規定の運用について、主要構造 節を耐火構造とした建築物の部分と主要構造部の全部又は一部を木造とした建築物 の部分とが相接して一連になっている場合(上下に接続する場合を熱く。)は、これらの 現界を耐火構造の堂寺で医園する寺の一定の条件に適合している場合に限り、それ それが様のものと解釈できることとしています。	防発第14号「部分 により構造を異に ヌ	村応不可	脚提案においては、高層建築物の上層部を非耐火構造とする内容について言及されておりますが、建築基準法は、建築物の階数の増加に等う周囲への加雪性や避難困難性の増大を考慮して、主要構造部に耐火性能を求める等の規制を定めているものです。 (神経・アンス・神経・アンス・神経・アンス・神経・アンス・神経・アンス・神経・アンス・神経・アンス・神経・アンス・神経・アンス・神経・アンス・神経・アンス・神経・アンス・神経・アンス・神経・アンス・神経・アンス・神経・アンス・神経・アンス・カー・アンス・神経・アンス・神経・アンス・カー・アンス・アンス・カー・アンス・アンス・カー・アンス・アンス・カー・アンス・カー・アンス・カー・アンス・カー・アンス・カー・アンス・カー・アンス・カー・アンス・カー・カー・アンス・カー		

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日		内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管	Ē	所管省庁の検討結婚	<b></b>	規制改革 ワーキン 推進会議 グ・グルー
文刊银与	YNI		りまとめ日	<b>使呆</b> 争填	旋米の兵体的内谷寺	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	における再 検討項目 処理方針
310213006	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月24日	建築基準法旧第33 条認定建築物の増 改築等に対する新 第38余認定基準の 明確化	、の有効活用、不道建築を巡る多様なニー人への対応亚いに建築物・市街地の安全 性及び良好な市街地環境の確保の総合的推進に向けて』(第三次答申)」(2018年 2月)では「旧注第29条類空本無けた建築物について、増改数め、用途亦再などの	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通名	平成26年の建築基準法改正により、現行の建築基準法令が予想していないような新建築材料や新技術をタイムリーに導入することが可能となるよう、建築基準法第38条に基づ(国土交通大臣による特殊構造方法等設定制度を創設しています。特殊構造方法等認定の対象としては、現時では一般的な検証方法が未確立であるため、既存の構造方法等との比較検討など検証方法も検討しつつ、同等性の評価を個別に行うことにより安全性を検証する必要があるものなどが考えられます。	建築基準法第38条 下で対応	旧法第38条の認定を受けていた禮薬物で、認定当時の建築基準法令に具体の基準が 設けられていないために認定を受けることなったものについては、現状では、概ね各 技術的基準に各々の大臣認定の規定が置かれており、基本的によったの規定にて 対応が可能でする。 もし、いずれの大臣認定の規定でも解決できない事業がありました。、新法第38条の もし、いずれの大臣認定の規定でも解決できない事業がありました。、新法第38条の 活用も考えられます。この場合、その事業に応じた適切な評価方法を含めて、検討を 行っていくこととなります。	
310213007	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月24日	地盤アンカーの許容応用度拡大	[提案の具体的内容] 国土交通省告示第1113号第7において、地盤アンカーの引抜き方向の許容応用度に斜め方向を加えていただきたい。 [提案理由] 200年以前において本設地盤アンカーを採用する場合、日本建築センターの評定を取得してよいに対して個別デンカーを採用する必要があり、その取得件数は年間を中程度であった。2000年に建築基準法が改正され、改正に基づいた告示第1113号第7、2004年により、請定工法以外・の地盤ア・カーが使用できるようになった。これ、同音示において、地盤アンカーの採用が「中間の件程度」に増加している。。ため、同音示において、地盤アンカーの発音が、対して協力に対している。ため、内では、対しないでは、対しているが、終め地盤アンカーの普及が滞っている。これにならず、終め地盤アンカーの普及が滞っている。「最初地盤アンカーの普及が滞っているが、終め地盤アンカールで表別である。終め地盤アンカールは、接続を受けて対し、終め地盤アンカーは実施が関のよってある。終め地盤アンカールに、技術が関で有効な内部盤型形と確保するためが技術として重要かつ有効である。考えられるので、音及拡大を図っていただきたい。同音示第113号第1において、地盤アンカーの引抜き方向の許容応力度に斜め方向が適加されれば、国内の傾斜地等での計画時に工法選定の幅が広がり、設計の自由度が増すとともに、従来の計画に比べて、工規・コストの縮減効果も期待される。	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通省		男55余 国土交通省告示第 下で対応 可能	斜め方向に用いる地盤アンカーの許容耐力については、一定の仕様や荷重条件、地盤条件等に設定したうえで大臣認定が取得されており、今後も、建築基準法第20条に基づく大臣認定を取得することで、使用が可能です。	
310213008	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月24日	直交集成板(CLT) の強軸方向におけ る面外曲げ基準強 度の見直し	CLIハイル上法の言及に同けては、近時、博道計算に用いるCLIハイルの基準 企画区への含むがなされた。」か、 体験 Li エロエの其準治療は低く過ウされて		国土交通名	指達計算に用いる直交集成板(以下「CLT」という。)の積層方向の曲げの基準強度 についは、平成13年国土交通省告示第1024号第3第九号ハに規定されています。	平成13年国土交通 省告示第1024号	平成13年国土交通省告示第1024号第3第九号ハに規定する直交集成板の積層方向の曲げの基準金度については、実験等により性能を確認した上で、直交集成板の日本農林規格(平成25年農林大産省告示第3079号)に規定する直交集成板のラミナの曲げ強さをもとに、材料のばらつき等を考慮した工学的な低減係数等を踏まえて、通切な数値を定めております。	
310213009	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月24日	建築確認審査基準 および都市計画法 に基づく規制内容 の公開			国土交通名	・建築主が建築物を建築しようとする場合には、建築基準法第6条第1項の規定に基づき、確認申請を行い、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて建築主事等の確認を受けることが必要とされています。   4 都市計画法第20条の規定に基づき、都道府県又は市町村は、都市計画(国域区分、用途地域、容積率・環塞率等)を決定したときは、その自を告示してければならないとなった。また、第10条部市計画運用計算したいで、地方公共団体にあいて、都市計画に関するホームページの作成等について取り組むべき首を記載しているところです。	建築基準法第6条 第1項 を 都市計画法第20条	・多くの行政庁では、HP等において取扱要領やQ&A等の形で運用について公開している場合があり、審査の透明性を高める観点から、同様の取組みを推進して参りたいと考えております。 地方公共団体が地域住民に対して、区域区分、用途地域等の都市計画に関する情報の提供に努めることが重要であるため、地方公共団体の都市行政担当者向けの説明会等において、都市計画連用指針の趣旨について改めて周知機能することとします。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

- ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。 ◎ ・各WGで既に終討中又は検討を行う事項 ・所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項 △・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

			内閣府で	10 etc	17 - 7 / / · · · ·	提案	所管	Ē.	所管省庁の検討結	<b>果</b>	規制改革 ワーキン 推進会議 グ・グルー
受付番号	受付日	への検討 要請日	の回答取 りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	における再 プにおける 処理方針
310213010	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月24日	建築基準法12条に 基づ(検査・報告の 書式の統一	【提案の具体的内容】 建築基準法第12条に基づく定期報告の提出書式を全国で統一すべきである。 【提案理由】 建築基準法第12条に基づく定期報告について、提出書類に記載すべき事項はどの 特定行政庁でもほぼ同じであるこもかかわらず、特定行政庁ごとに提出書類の書 式が異なっている。そのため、全国規模で建物を保有「管理する者は、特定行政庁 ごとの書式に合わせて提出書類を作成・管理しなければならず、大きな負担となっ ている。 要望が実現することで、提出書類の作成・管理コストの削減につながる。	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通省	ににし、行正行以けい規則により取言書、正規調宜取言概要書まには、調宜結果表に 中める東西その他の東西な記載する報告書の様式又は調本結果また中めも場合に	条第1項 建築基準法施行規 その他	特定行政庁が規則により定める様式に関する統一の提案であるとしても、提案内容ではどの項目をどのように統一すべきであるか不明なため、具体的な回答は困難です。	
310213011	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月24日	検査済証のない建 業物に係る建築基 準法,通常る状況調 に関する統一的基 準の策定	【提案理由】 国土交通省では、既存建築ストックの活用に向けて、2014年7月に前述のガイド	<b>中程</b>	国土交通省	・建築主は、建築物の工事を完了したときは、建築基準法第7条又は第7条の2の規定 に基づき、建築主事又は指定確認を機関による検査を申請しなければなりません。 建築主事がは、上記の検査をした場合において、当該建等教及びその数が建築基 準関係規定に適合していることを認めたときは、検査済証を交付しなければなりません。	建築基準法第7 余、第7条の2 対応不可	検査済証の無い建築物に係る具体的な建築基準法適合状況調査の内容・方法・範囲 については、個別の建築物の状況に応じて、調査実施主体である指定確認検査機関 が特定行政庁、建築主事を含む)や指定確認検査機関と随時相談しながら判断してい くべきものと考えます。 また、遠及建築物の是正については、建築基準法の指導権限を有する特定行政庁 が、個別の事例に即して適切に判断していくべきものと考えます。	
310213012	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月24日		建築基準法上の「道路」に2メートル以上接していない敷地において建築物の新築、増築等を行う場合、同法43条第2項第2号に基づく許可を得なければならな	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通省	建築物の敷地は、原則として建築基準法上の道路に2メートル以上接しなければならないとされています。ただし、建築基準法第43条第2項第1号に基づ(認定又は同項第2号に基づ6時のを受けた場合はこの限りではありません。なお、建築基準法第42条第1項第5号の指定を受けたものは、建築基準法上の道路とされています。	建築基準法第42条 現行制度 第1項第5号、第43 下で対応 条	建築基準法第43条第2項第1号に基づく認定又は同項第2号に基づく許可について は、特定行政庁が行っています。 また、建築物の敷地が健等基準法上の道路ではない道に2メートル以上接している場合、建築基準法律2条第1項第5号に基づる指定を受けることにより、許可によらず、建築基準法第43条第1項に適合させることが可能です。	
310213013	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	建築制限等解除の 申請に対する地方 自治体の対応の統 一化	「提条理出」	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通省	開発許可を受けた開発区域内の土地においては、工事完了の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならないこととされておりますが、 都追府県知事が支降がないと認めたとき等は、この制限が解除されることとなっています。	都市計画法第37条 下で対応 可能	開発許可制度では、開発行為が開発許可の内容に従って厳正に実施されることを担保するため、工事完了検査や当該検査の完了公告までの建築制限が定められておりますが、法第37条第1号の規定により精通情候知事が支障がないと認めたとき」は、の建築制度の解除ができるとされております。 (都道用県知事が支庫がないと認めたとき」とは、例えば、建築物の建築と宅地の造成を切り組で加工することが不適当な場合などが考えられます。開発計可事務は地方公共団体の自治事務であり、同号に該当するか否かの判断は、各開発許可権者において、上記趣管を踏まえ、個別具体に判断することが適当と考えます。	
310213014	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月24日	一団地認定等における所有権者等の 同意要件の緩和	[提案の具体的内容] 一団地の認定又は許可(以下、「認定等」)を受けた敷地において、対象区域内に める土地について所有権又は借地権を有する者全員の同意を得られない場合で めっても、従前の認定等を取消した上で、再度、認定等を受けることを可能とすべき である。 [提案理由] 一団地の認定等を受けた敷地において、その範囲の縮小をする場合等には、従 前の認定等を収消した上で、再度、認定等を受ける必要がある。その際、対象区域 内にある土地について所有権又は信地権を有する者(以下、「所有権者等」全員 の同意を得なければならない。 しかし、この要件は、区分所有法との建替え決議の議決要件(区分所有者及びその議決権の各分の4以上の多数の背底により成立)などと比べても重点ぎると言 わざるを得ない、特に、数地内に所有権者等が多い場合、その全員の同意を得る ことは極めて固めた。 要望が実現すれば、敷地の更新が円滑に行われるようになり、市街地の再編が 促進される。	本経済団	国土交通省	建築基準法第86条第1項若しくは第2項若しくは第86条の2第1項の規定による認定又は第96条第3項若しくは第40種としては第66条の2第1項の規定による制定以は第96条の2第3項若しくは第3項の規定による新可以に下、一回地認定という、の取消しを特容行政庁に申請するにあたっては、公告対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者全員の合意が必要となっています。 ただし、一団地認定後の事情の変化により、一団地認定の要件を満たさなくなった場合など、特定行政庁が「動態設定の存続が受当てないと判断する場合には、特定行政庁が動権で取り消すことができることとなっており、建築基準法施行規則第10条の22の23「30条の22の31」といての手機を等が規定されています。 また、特定行政庁による職権取消にの円滑な運用を図るため、平成30年3月に「建築基準法施行政庁による職権取消しのためのガイドライン」を策定し、地方公共団体へ周知しております。	建築基準法第86条 の5 現行制度 選業基準法施行規 下で対応 期第10条の22の こ、第10条の22の3	公告対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者全員の合意を得なくて も、特定行政庁が一団地設定の存続が妥当でないと判断する場合には、特定行政庁 が職権で当該認定を取り消すことができます。	

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁			中 美関係を傾応する中央	提案	所管	△: 拇検討の委合を判断するにの、事務局から	所管省庁の検討結り	_	規制改革 ワーキン
受付番号	受付日		の回答取 りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	推進会議 における再 検討項目 グ・グルー プにおける 処理方針
310213015	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	建設業法における 経営業務管理責任 者の要件緩和	【提案の具体的内容】 接営業務の管理責任者は、①許可を受けようとする建設業に関し5年以上、②許可 を受けようとする建設業以外の建設業に関し6年以上の経営業務の管理責任者と しての経験を有する者を常勤の役員等から選任しなければならないが、上記の経 験本数による要件を撤廃または短縮すべきである。 【提案理由】 今日では、一企業の扱う業種は多岐に渡り、建設業を専業としない企業も多数あ る。そうしたなかで建設業のみに特化した経営業務の経験を要件として加えること は、人材確保を問題にし廃業のリスクを高めるのみならず、新規参入の壁を高ぐす ることで、建設業全体の活性にを妨げている。 経営業務管理責任者の経験年数による要件の一部は、平成29年度に短縮され たばかりであるが、「中央建設業審議会・社会資本整備業事会産業分科会建設部 会基本問題小委員会」において継続した検討がなされているとおり、廃止又は更な る緩和をいただきたい。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	建設業法における確認業許可の要件の一つとして、法人にあっては建設業の経営に 関する一定の経験を有する者が一名以上常勤役員等であること(経営業務管理責任 者要件)が定められています。 具体的には、以下のいずれかの要件を満たす者が経営業務管理責任者になること ができます。 の許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を 有する者 の許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって次 のいずれかの経験を有する者 -経営業務の特けに関して、服務役金の決議を経て取締役金以は代表取締役から具 体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業 一6年以上経営業務を補依した経験 の許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者 としての経験を有する者 としての経験を有する者 としての経験を有する者を としての経験を有する者を としての経験を有する者を としての経験を有する者を としての経験を有する者を 地位にあって、経営業務の後行に関して、取締役金の決議を経て取締役金又は代表 取締役から具体的な権限登譲を守け、かっ、名間に基づき、執行役員等として6 年以上建設業の経営業務を終亡的に管理した経験を有する者	建設業法第7条第 1号、第15条第1	平成31年通常国会に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正法案を提出したところです。本改正案において、経営業務管理責任者の許可基準について見直しを行い、建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとし国土交通省で定める基準に適合する者であること」とし、ご指摘の要件については廃止することとしております。	
310213016	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	建設業法の経営業 務管理責任者の適 用範囲拡大		(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通省	建設業法における建設業許可の要件の一つとして、法人にあっては建設業の経営に関する一定の経験を有する者が一名以上常動役員等であること経営業務管理責任者を作りが定められています。 具体的には、以下のいずれかの要件を満たす者が経営業務管理責任者になることができます。 の計可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者 有する者 の計可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって次 のいずれかの経験を有する者 差営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具 体的な視察委託でい、かつ、その権限に基づき、執行役員等として6年以上建設業 の経営業務を終合的に管理した経験 一6年以上経営業務の終行に関して、経験とのよりと経営業務の管理責任者としての経験を有する者 の計可を受けようとする建設業以外の建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者 としての経験を有する者 地位にあって、経営業務の執行に関して、取締役金の決議を経て取締役会又は代表 取締役から具体的な権限を認定という。	建設業法第7条第 1号、第16条第1 号、数2条条第1 号、数2条系第一号等处第一号等处的形式。 一号等化。100 形式 100	平成31年通常国会に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部成正法案を提出したところです。本改正案において、終舊業務管理責任者的許可基準について見起を行い、「継続業に、係る経営業計の管理を適正と行っ に足りら能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること」とし、ご指摘の要件については提止することとしております。	
310213017	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	出向社員に係る主 任技術者・整理技 術者設置要件の緩 和	の本行例信息の週用を受けることができない。逆に、本行例信息の週用を受ける	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通省	次に掲げる要件のいずれにも適合する会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号 に規定する報会社(以下)親会社」という。)及び会社計算規則(平成18年法務省令第 13号)第2条第3項第1号号、規定する連結子会社(以下)連結子会社(という。)から なる企業集団に関する建設業者の前に観会社との遺結子会社の前に関る。)のは 社長を出向先の会社が工事現場に主任技術者又は整理技術者として置く場合は、当 該は同社員と登録は向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものと して取り扱うこととしています。 (1)一の親会社とその連結子会社からなる企業集団であること。 (2)親会社が次のいずれにも結当するものであること。 (2)親会社が次のいずれにも結当するものである。 (2)親会社が次のいずれにも結当するものである。 (2)親会社が次のよりにより有価 証券報告書と内閣に製土臣に提出しなければならない者(以下)有価証券 報告書提出会社という。)又は会社法第2条第1項の規定により有価 証券報告書と対しという。)又は会社法第2条第1号に規定する会話を置 人別置会社であること。 (4)(3)の連結子会社がすべて(1)の定業集団に含まれる者であること。 (5)親会社又はその連結子会社が「へて(1)の定業集団に含まれる場合には、それら のすべて)のいずれか一方が経営事項審査を受けていない者であること。 (6)親会社又は連結子会社が、既に本通知による取扱いの対象となっていないこと。	「製金社及びその連続を全社及びその連続子会社の間の主任技術者の主任技術者の直接展別、19年間のでは、19年間では、	建設工事現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が特徴って発揮されることが重要であり、建設工事の適正な第工を確保するため、整理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であるとされています。 当向を利用した技術者のやり取りを無制限に認めた場合、公共工事の入札等で企業集団を構成しつる一部の企業に必要以上に有利に働くことや、企業の経営事項審査上における評価を歪める可能性が想念されます。 そのため、企業集団要件の緩和については慎重に判断すべきと考えます。	

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

巫从来口	平人口		内閣府で	担党市场	担宅の目仕が内容等	提案	所管		所管省庁の検討結婚	₹	ワーキング・グルー
受付番号	安刊口	への検討 要請日	りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	再 プにおける 処理方針
				執行役員等を経営	【提案の具体的内容】 ・執行役員を経営業務の管理責任者として申請する場合、法的に有効に成立した。 ・執行役員を経営業務の管理責任者として申請する場合、法的に有効に成立した。 を社と執行役員の委任関係、職務・経営業務の管理責任者としての経験・を文書で 時に、「取締役の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委議を ・特に、「取締役会の決議により決められた業務執行の方針 に従って特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもに、、具体的 な業務執行に再立する者であることを確認するための書類として「定法、執行役 負援税、執行役員職務分享規程、取締役公規則、取締役就業規程、取締役会の 議事録その他にれらに挙ずる書前」の全ての提出が求められているが、全ての書 類ではなくそのうちの一つ、成いは複数を確認することで可とする取り扱いをいただ きたい。				建股業法第7条第 1号 第15条第1 号,建股業法第七	平成31年通常国会に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正法案を提出したところです。本改正案において、経営業務管理責	
310213018	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	業務管理責任者と して申請する場合 の書類提出要件の 緩和	10元年年日  ・執行役員を経営業務の管理責任者として申請する際、告示117号記載の文書する。 メアの担当が実践では求められており、書籍の担当が不足する場合には申請が発	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通名	省 調ぐれば場合、要件を消にしているが判断するだめ、定款、執行反員規律、執行反員 職務分享規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の護事録その他これらに 準ずる書類により確認しているところです。	条第一号イに掲げ る者と同等以上の 納力を有する者 (昭和四十七年建 設省告示第三百五 十一号)	任者の計可基準について見直しを行い、「建設業に係る経営業務の管理を適正に行う に足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であるとよ としております。具体的な基準は省令で定めることとなりますが、個人の経験ではなく、 会社として経営業務の管理を適正に行うことのできる体制であるかどうかを判断するよ うな基準とすることを検討しております。	
					・現在、日本の会社のがパナンス体制として、業務終行については終行役員に権限を登録し、職体役会は人数をψい中長期の経営総計に関する意思決定機能と表する方向へ変化してきている。取締役の人数や在任期間は今後益々限られたものになっていてとか予想されるため、執行役員が建設策における経営業務の管理責任者として広く認められる美務運用となることが期待される。・執行役員での申請がスムーズに「行る美務條行となれば、これまで申請を待ったり接乗せるを存存なった企業が許可取時、維持できるようになり、ひいては建設業の機械的な発展に寄与するものと考える。						
310213019	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	専任技術者の在籍 要件緩和	[提案の具体的内容] 専任技術者が対象の営業所に在籍せずとも連絡が取れ、必要に応じて対象の営業所に急行できることを前提として、周辺地域の営業所に在籍することをもって建設業計できることを前提として、周辺地域の営業所に在籍することをもって建設業計です。 「提案理由」 理設業を事業としない企業では業務効率化のため、複数の種類の建設工事(管 文工事業、管工事業、建設器具設置工事業、電気通信工事業等)の営業所許可を 本社のみが取得し、契約を行う部門と専任技術者を本社に集約している。 将末、本社における幕任技術者の定年退職等が発生すると、他の支店から専任技術者となる資格者を本社に等約している。 が表着なる有技術者を定任に等動させる多数が生態の可能とあるが、同有資格者が未然着を他の支店について営業所計可を政情する必要が 生じるが、そうした場合、ひどつの工事について、例えば電気工事については本社は ならないといった非効率が発生する。 上記の要件機和により、企業にとって人材不足の克服、業務の効率化が可能となり、 建設工事の生産性向上効果が期待できる。また、専任技術者の常勤先の変更 に「手経済的・社会的な負担を軽減できる。	体連合会	国土交通名	省 許可を受けようとする営業所毎に、建設業に関する一定の資格又は経験を有する技術者を専任で置くことを求めています。	建設案法第7条2 対応不可項	建設工事の適正な施工を確保するためには、許可を受けて営業しようとする建設業に 保る建設工事について一定の能力を持つ技術者を置き適正な契約の締結が行われる ことが重要であると考えています。そのため、そこに置かれる者は常時その営業所に 勤務していることが必要であり、当該要件を緩和することは適当でないと考えていま す。	
310213020	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	専任技術者の請負基準要件緩和	[提案の具体的内容] 特定建設案許可を取得する場合の専任技術者の要件のうち、指導監督的な実務 整理の対象となる建設工事について、基準となる請負代金の額を引き下げるべき である。 [提案理由] 特定建設案許可を取得する場合、「①国家資格等を有する者」又は「②一般建設案 の事任技術者となり得る要件を有し、かつ終可を受けようとする建設工事に関して 建設接計件型、その金額が45回万円以上であるものについて、2年以上の指導監 質的な実務経験を有する者」のいずれかを満たす事任の技術者を配理する必要が あるが、②によって当該資格を通してラシマあるものについて、2年以上の指導監 質的な実務経験を有る者。10いずれかを満たず事任の技術者を配理する必要が あるが、②によって当該資格を通行をうとする場合、特定の建設業計可を取得して いない企業では、必要な指導監督的な実務経験が得られにくい、 い企業では、海食金銀で百万円以上、下海への発注が40百万円未満である までの水が対象となり、該当工事が少ない。) このため、中級の建設業計画を取得している企業では要体を充足する人材を育 収できず、資格取得者を置用する方法しかないが、企業間で有資格者の獲得證争 が激しく対策をが募集でないため、一般の建設業計可を取得している企業はい つまでも特定建設業の許可を取得できず、現長を制限されている仕業は、	(一社)日本経済団体連合会	国土交通名	特定建設業許可を取得する場合、営業所専任技術者として、一級国家資格合格者の 信か、指定建設業以外の業種では主任技術者として要件を満たす者のうち元璋として 4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者がなれることとされています。	建設業法第15条 対応不可 第2号	特定建設業者には、一般建設業に比べ高度の技術的水準が要求される大規模工事を 安全かつ適正に施工す能力が必要とされるため、営業所に置かれる技術者につい て現在の要件を求めています。 ご要望にある指導監督的実務無疑の対象工事の金額の拡大については、建設工事の 適正な施工、注文者保護の観点から慎重な対応が求められるべきものと考えていま す。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

- ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(⑤、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。 ⑥・各WGで既に終討中又は検討を行う事項 ○、所管名庁に再検討を要請「⑥」に該当するものを除くする事項 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

100 八平日	W 4.0		内閣府で	担实表在	担实の具体化力原体	提案	所管	管	所管省庁の検討結果	₹	規制改革 ワーキン 推進会議 グ・グルー
受付番号	受付日	への検討 要請日	の回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官厅		該当法令等 対応の 分類	対応の概要	における再 検討項目
310213021	31年 2月13日	31年 3月6日		監理技術者資格の 要件緩和	[提案の具体的内容] ・整理技術者資格の取得にあっては、「建設業法第15条第2号ロに規定する実務 ・整理技術者資格の取得にあっては、「建設業法第15条第2号ロに規定する実務 (発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験)を有する者」とされているが、この「直 接掛計負いの条件を緩和してほしい。 ・例えば、同法第28条の2第1号に該当する建設集の許可を受けた下請建設業者 における、実務の指導監督的な経験も認めるべきである。 [提案理由] ・機械器具設置工事業において、大きな機械では建屋の建築や基礎工事の施工も 伴うことがあるが、日本の商流の慣例上、元請事業自総合建設業者が請負うと とが多い。そのため、下部の労働者は建設業法第18条第2号ロに規定する表更続 験を積むことができない。このため、当該労働者は基理技術者の経験年数による 第春取得ができず、キャリアップの助けになるとともに、生涯において本人の有 する技能が適正に評価されないことと切不利益が生している。 また企業定額においてまるのでする技能が適正に評価されないことと切不利益が生している。 また企業定額においてまる一サービを参加がいサービスを提供するための営業 所の新設または継続する際に専任技術者の確保が難しいため、やむなど営業所新 設め断念または関係せざる管格ない状況となっている。 ・適正な技術を有する労働者に資格が与えられることによって、有資格者が確保さ れ営業所の新設や継続などが容易となり、ユーザーにきめ細かいサービスが提供 できることが期待される。	本経済団	国土交	下請合計金額が4,000万円以上となる元請工事には監理技術者の専任が必要です。こ の監理技術者には、一級国家資格の合格者のほか、指定建設業以外の業種では主 任技術者としての要件を満たす者のうち元請として4,500万円以上の工事に関し2年以 上の指導監督的な実務経験を有する者がなれることとされています。	建設案法第15条第 対応不可 2号	施工の技術上の管理をつかさどる整理技術者は、高度な技術力が必要であるため、一定の実務経験を有すること又は技術検定等の一定の資格を有することを求めております。また、医理技術者は直接発注者から請け負った遺放工をそ一定金額以上の下請契約を締結して施工する建設業者が設置するものであり、工事全体の施工の管理を行うことが決めたます。このにめ、「直接請け負い」の条件を付しているところであり、適切な施工を行う技術力が担保できない限り、実務経験の条件を緩和することはできません。	
310213022	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	ICT活用による主 任技術者のリモー ト施工管理の容認	[提案の具体的内容] 施工管理の手法として、現場に配置された主任技術者によるものだけでなく、スマートフォンやウェアブルカルラなどのIOT技術を活用して、リモートで主任技術者が指示・指導をすることにより、施工管理を実施することを含めるよう検討いただきたい。 [提案理由] 建設工事に関わる労働者が不足している現在の状況や、将来においても少子化で担い手が不足していくことを考えると、建設工事の現場へ主任技術者を配置することが、近い将来において困難な状況になっていくことが想定される。平成20年3月7日 国土文通主産性最新系統第一回会うにあったように、FOORSTUROTOを必め、施工プロセスにICTを取り入れることで生産性を大幅に向上させることができ、担い手の不足にも対応することができ、	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交	建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設 で通省 工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならないとされて います。	建設案法第26条第 対応不可 1項	建設工事の適正な施工の確保のため、工事現場毎に施工の技術上の管理をつかさど る主任技術者等の配置を求めているところです。主任技術者等の行う施工管理の手法 としてに打技術の活用は重要であると考えますが、適切な施工を行う技術力が担保でき ない限り、要件を緩和することはできません。	Δ
310213023	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	軽微な建設工事に おける主任技術者 配置の要件緩和		(一社)日 田本経済団 体連合会		建設業法施行令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、 建設業を営もうとする者は、建設業法に基づ5時可を受ける必要があります。建設業立 は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の施 工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならないとされています。	建設案法第26条第 対応不可 1項	建設業の許可を取得しているということは、建設業法に定める許可要件を満たした建設業者であることに関する社会的信用を得て営業を行っているものであり、したがって、建設業者は、名営業所への技術者の信需がのな記憶等、実際に請け負う金額の大小にかかわらず、全ての営業所において建設業者としての営業を行える体制を常時整えておく必要があります。軽吸な建設工事の前身投契について、建設業者であるとは関わらず、現場技術者を配置しないことを認めた場合、当該建設業者の建設業者としての技術方等の民営資源を制象はて契約を締結する発注者の信頼を裏切ることから適当ではないと考えます。 なお、主任技術者の配置要素を収録和については、平成31年過常国会提出している建設業法及び公共工事の入札及び契約の一箇正化の促進に関する法律の一部改正法案において、下減の主任技術者に関いる。	Δ
310213024	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	経営事項審査における手続き緩和	【提案の具体的内容】 建設業法に基づく経営事項審査にかかる書類等の提出について、例えばデータについては前年度提出からの追加・削除者のみの分の提出でよいとするなど、合理化を図る改善を要望する。 【提案理由】 毎年8月ごろに提出を行う経営事項審査においては、建築施工管理技士や建築士などの、建設業に関する資格を有する技術職員について名簿を作成し、その確認書程とし、各資格についての各格者証が資料者部などの画像テータを、提出する全職員分提出しなければならない。規模の大きい企業においては、毎年提出する金職員分提出しなければならない。規模の大きい企業においては、毎年提出する金職員分提出しなければならない。規模の大きい企業においては、毎年提出する金職員分提出しなければならない。規模の大きい企業において、毎年提出サラム名簿とデータを照らし合わせながらチェックするのに膨大な時間と労力を要している第とデータを照らし合わせながらチェックするのに膨大な時間と労力を要している。	(一社)日本経済団体連合会	国土交		建設業法第27条 の23	当該手続については、「行政手続コスト削減に向けて」(平成30年4月24日)において、「経営事項審査の申請者期等の簡素化について、電子申請化に先行して、2020年3月までに取り組める事項について検討する」とされており、これを受け、国土交通省ではアンケー・調査等を選化と検討を行っております。引き続き経営事項審査における添付書類の削減に努めてまいります。	0

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

京八五日	〒4.5		内閣府で	担实支持	相序 o 目 t-	提案	所管	F	所管省庁の検討結り	₹		
受付番号	安何日	への検討 要請日	りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	における再	プにおける 処理方針
310213025	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	建設業における許 可票掲示に関する 規制の緩和	【提案の具体的内容】 「提定業の具体的内容】 「提定業において掲示を要する建設業許可票は元請のみとし、下請け業者については求めに応じて達やかに提示が可能な体制を整備していることを前提に、電磁 の記録もしくほうとを関することで可とする方法に緩和することを要望する。また、上記の緩和が困難な場合は、以下の対案をもって緩和を求める。 計可票の掲示は上記に同様に上請のみとし、下請業者については、公共工事において建設現場の仮側・の外周部等の公衆の見やすい場所へ掲示することが建設場に対しる主任技術者名、専門技術者を受ツー形式で示したもの」に許可票の内容(代表者名、生任技術者名、専門技術者を受ツー形式で示したもの」に許可票の内容(代表者名、上年技術者名、中機が持定、計可業権、番号、年月日のを追し公共工事、民間工事を問わず公衆の見やすい場所へ掲示する方法に変更できることを要望する。 「提案理由」 「提案理由」 「提案理由」 「提案理由」 「提定工事の記載した許可葉を公衆の見やすい場所に掲げなければならず、それには元請だけでなく下請業者の表となれており、建設工事理場においては、仮図に元請及び下請す、資金となりでは、影大なスペースが必要しならにか、下請で書の出りが顕繁をあるため、管理が「提集力、工人が必要」にならほか、下請で書の出りが顕繁であるため、管理が「提集かっ、推議の作は数百姓にものよい下語、書の必要ない。管理が「提集かっ、推議の本に数することは、影大なスペースが必要しなほか、下請で書の出りが顕繁であるため、管理が「提集かっ、推議の作は、数百姓にものかる。上記の緩和により、現行の規定に関リと業者の建設業許可集を掲示している現場においては、許可集の作成コストや管理コスト制減が期待できる。	(一社)日団団会体連合会	国土交通省	建設業法第40条において、建設集者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所 に、国土交通省令の定めるとこうにより、許可を受けた建設集の名称などについて記載した標識を掲げなければならないとされているとこう。		平成31年通常国会に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正法案を提出したところです。本改正案において、建設現場に建設業計算証を得る必要があるのは、建設工事を発注者から直接請け負った建設業者のみとしております。		
310213029	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	不動産取引におけ るITを活用した重 要事項説明にかか る書類の電子化と 範囲拡大	しかし、重要事項説明書については、説明の前にあらかじめ郵送する必要がある	(一社)日団 本経済会 体連合会	国土交通省	宅地建物取引の相手方等の保護を図るため、宅地建物取引業法第35条及び第37条の規定に基づき交付すべき書面については、宅地建物取引士が記名押印の上、交付する必要があります。  15 15 16 17 18 18 18 19 18 19 18 19 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	第30米第1項、第 37条第1項 宅地建物取引業法 (の解釈・運用の考 え方(平成13年1月 6日国土交通省総 動発第3号)第35条 等158四段	宅地建物取引業法第33条及び第37条に基づき交付すべき書面の電子化については、 平成31年2月12日に開催された「第5回 ITを活用した重要事項説明に係る社会実験に 関する検証を約会」において、平成31年度に社会実験を実施することが決定されたと ころです。 また、ITを活用した重要事項の説明についても、同検討会において、平成31年度から 個人を含む売買取引の社会実験を実施することが決定されました。(法人間の売買取 引については、社会実験を推進して実施する予定) 今後は、取引の安全性を確保しながらこれらの社会実験を進め、必要な検討を行って まいります。		
310213030	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	第37条の2第2項 「既存の建物」の範	【提案の具体的内容】 宅地建物取引来法第37条第1項第2号の2の「既存の建物」が住宅に限られることを法文上明確にすべきである。 「提案理由」 宅地建物取引来法第37条第1項第2号の2の「既存の建物」が住宅に限られることを法文上明確にすべきである。 「提案理由」 宅地建物取引来者は、建物の赤賈契約が成立したときは、その相手方等に必要 事項を記載した。「37条書面」)を交付しなければならない、宅地建物取引 引業法(以下、「注)第37条第1項第2号の2では、その必要事項の一つとして、 「当該建物が既存の建物であるときは、建物の構造耐力上主要な部分等の状況に ついて当事者の双方が確認した事項」が挙げられている。 しかし、理物の構造耐力上車変を部分」については、法施行規則第15条の7に おいて住宅の基礎、基礎(い、・・・・・」と住宅に関するもののみ示されており、住宅 以外の既存建物の場合に必要となる記載率が明確ではない。また、国土支援 「改正空地推物取引素にと数となる記載率が明確ではない。また、国土支援 「改正空地推物取引素」となる記載率が明確ではない。また、国土支援 「改正空地推物取引素」とは「数でので、また、また、主、全 「宣地対実制度の対象となるのは既存の住宅です」としているものの、法文上、そ の旨は明確にされていない。 こうした事情から、宅地建物取引来者としては、法律の文書に従い、建物の種類 を間わず、37条書面に第37条第1項第2号の2が要求する事項を記載せざるを得 ない、同号における「既存の建物」に表しては、法律の文書に従い、建物の種類 を間かず、37条書面において不要な記述を省略できることとなり、宅地建物取引来者の負担が軽減される。	(一社)日 石本経済会 体連合会	国土交通省	等」とは、同法第34条第1項第4号の規定に基づき、国土交通省令で定めることとされております。	宅地建物取引業法 第34条第1項第4 号、第37条第1項第 号、第37条第1項第 2号の2 対応不可 生地建物取引業法 施行規則第15条の	宅地建物取引素法上の「既存の建物」としては、同法施行規則において、住宅であることを規定しており、対象が住宅であることは法令上明らかであると考えております。		

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

- ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。 ◎ ・各WGで既に終討中又は検討を行う事項 ・所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く」する事項 △・再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日		内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管	F	所管省庁の検討網	果	規制改革 ワーキン 推進会議 グ・グルー
文刊银与	ZNI	要請日	りまとめ日	<b>從米尹</b> 垻	従来の共体的的合す	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応 分類		における再 検討項目
310213031	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	宅地建物取引業免 許申請における派 付書類の見直し	[提案の具体的内容] 「投資の具体的内容] 「投資の具体的内容] 「投資の具体的内容] 「実別第1号・第2号に規定する免許申請時に添付しなければならない書類のうち、法第31条の3に定める番件の宅地建物取引上以下、「専任の宅地建物取引上」に関するもの注射除すべきである。 よ第31条の3に定める番件の宅地建物取引上は以下、「専任の宅地建物取引上」に関するもの注刷除すべきである。 または、専任の宅地建物取引上についても欠格事由対象者(法第5条に規定する免許申請者の法人である場合はその役員、政令で定める使用人、以下同じと同時に欠格事由との該当性を判断しなければならない特段の理由があるのであれば、欠格事由に該当しないことを証する書類として、免許申請時に有効である宅地建物取引上証の写しを提出することを認めるべきである。 「提案理由」」 法では、第5条において宅地建物取引乗免許の基準を定め、当該基準に合数することを確認するために第4条はよび規則第1条の2において免許申請時に有効である宅地建物取引主証の写しを提出することを認めるべきである。 「投棄理由」 法では、第5条において宅地建物取引集免許の基準をとめ、当該基準に合数することを確認するために第4条はよび規則第1条の2において免許申請時に活力はならない書類を定めている。即ら、法第5条では、欠格事由対策者に成付はなりまれ、対していると、表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通	宅地建物取引業法第31条の3において、宅地建物取引業者は、その事務所等ごとに、専任の宅地建物取引士を置かなければならないことされています。 また、宅地建物取引業法第4条第2項第4号、同法施行規則第1条の2第1号、第1号 の2及び第5号において、専任の宅地建物取引士が成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者といった欠格事由対象者でないことを確認することとされております。	宅地建物取引集法 第4条第2項第4 号、宅地建物取引 東法施行規則第1 号の2、第5号	宅地建物取引業法第22条の2及び第22条の3の規定に基づき、宅地建物取引士証は 5年ことに更新されますが、その有為期間中に当該を地建物取引士を外係事由に転 当したものの、消除手続が形で1していない段階で、当該宅地建物取引士を専任の主 建物取引士とした宅地建物取引家の免許申請がなされる場合が想定されるため、宅 り地建物即引表法施行規則第4の2第1号、第1号の2及び第5号において、欠格 可由対象者でないことを確認する書類の恋村を求めているものです。 したがって、宅地建物取引業の免許の申請時点において、当該宅地建物取引士が欠 格事由に該当するかどうかを確認する必要があり、登記事項証明書等を提出すること が必要になります。	
310213035	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	建設中の建物内に おける無人航空機 飛行の許可申請の 不要化	ければならない理由はない。 要望が実現することで、宅建業者にとって、後見等登記事項証明書等の取得が 不要となり、コストの削減および業務効率の向上につながる。 【提案理由】 建設中の建物内において無人航空機を飛行させようとするとき、壁や天井などが十 分に施工されておらず、かつ、屋外への開口部の一部がネット等で覆われていない 場合であっても、事前の許可申請を不要とすべきである。 【提案理由】 人口集中地区の屋外等において無人航空機を飛行させる場合には、あらかじめ、 地方航空局長の許可を受ける必要がある。そのとめ、建物の建設に無人航空機を 機ちの建設に無人航空機を	本経済団	国土交通4	人又は家屋の密集している地域は、航空法第132 条第2号により、この地域の上空に おける無人航空機の飛行を禁止しており、飛行させる場合には国土交通大臣の許可 が必要となります。一方で、屋内(網等で四方・上部が囲まれた空間等を含む)での飛 行については、航空法は適用されません。	現行制 航空法第132条 下で対 可能		
310213036	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	道路施設等の定期 点検における無人 航空機の活用		(一社)日 本経済団 本体連合会	国土交通名	○道路構造物の定期点検については、平成25年6月の道路法改正を受け、平成26年7月より、5年に回、近接目視を基本に実施しています。  ⑤国では、法令に基づく定期点検を行うにあたって参考となる技術情報を要領の体裁でとりまとめた実別点検要領(技術的助言)を作成し、地方公共団体、高速道路会社に通知するとともに、HPに掲載しています。		○定期点検において、無人航空機などの点検支援技術を活用することは現在の制度でも可能です。しかし、無検支援技術の活用について定期点検要領(技術的助言)に可能な危難がなく技術の活用について無料で生じていました。 ○そのため、国では定期点検要領(技術的助言)を改定し、平成31年2月28日付で地方公共関係、高速道路会社に通知しました。 ○ ○改定した定期点検要領では、近接目視による点検を基本としつつ、「自らが近接目視によるときし両等の確全性の診断を行うことができる定定期点検を行う着が判断した場合には、その他の方法についても、近接目視を基本とする範囲と考えてよい。」ことしております。 ○ 道路構造物の状態を近接目視により把握するか、点検支援技術を活用して行うかは、定期点検を行う者が判断することになりますが、今般の要領改定により、今後は無人航空機などの点検支援技術が活用されやすぐなると考えています。	

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	巫什口	所管省庁		提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管	i	所管省庁の検討結	果	規制改革 推進会議	グ・グルー
文刊借与	文刊口	への検討 要請日	りまとめ日	灰米尹垻	旋集の具体的内台寺	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要		リプにおける 処理方針
310213038	31年 2月13日	31年 3月6日	31年 4月5日	よる縦断方向のエ	【提案の具体的内容】 安全上支障がないと認められる場合には、原則として、河川敷地の占用者が河川の緩所方向に工作物を設置することを認めるべきである。 【提案理由】 河川敷地占用許可準則(2016年5月改正版)では「工作物は、原則として河川の緩所方向に設けない」(第8020の五)こととされている。 また、構造改革特区の第7次提案(2005年)における受機県新居活市の提案に対して、国土交通省は「河川区域内」に管領等を設置する場合は、緩所方向に設置して、成して、直上交通省は「河川区域内」に管領等を設置する場合は、緩所方向に設置して、ないことを原制させています。と回答し、その進の構造工作物の構造及び施工法等「制約を与えるおそれがあると、(2014月)ちゃ七か理制等の水防活動の支援となることをが挙げられていただし、「一般的な基準に照らし続一的に対処出来るものではなく、個別箇所ごとに判断されるぐ本ものと認識した数十多いは予定との実になる、「場合と民間の河川に内容が整ける大きと、ただし、「一般的な基準に照らし続一的に対処出来るものではなく、個別箇所ごとに判断されるぐ本ものと認識しているが、同等の学性、構造議元を有れた総着場等を民間が整備しようとしても、耐速は、現在設置されている船着場等を民間が整備しようとしても、前途は、10回等の性能、構造議元を有れた総着場等を民間が整備しようとしても、前途は、10回等の性能、構造議元を有れた必然着場等を民間が整備しようとしても、前途は、10回等の性能、構造議元を有れた必然着場等を民間が整備しようとしても、前途は10回等の性能、構造議元を有れた必然者場では同様を開始しまった。 東京は、10回りでは、1		国土交通省	河川敷地は洪水を安全に流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、毎年全国各地で洪水が発生し河川敷地を洪水が流下しているところです。河川敷地に工作物を設置する場合には、工作物の新築等の許可(河川泉地を3番)相関である河川敷地を3番の計画に加え、占用許可(同法第4条)を受けることが必要です。また、四側型が出場有能の場合は、同時可(同法第4条)を受けることが必要です。これらの許可にあたつでは、河川毎に状況が異なることから、工作物の構造・規模、改造場所や設置目的考を踏ま入、値別具体に判断することとしており、近葉の民間事業者による船着場の整備について許可をした事例も存在しております。	河川法第24条、第 現行制度 下で対応 可能	ご提案の船着場の設置にあたっては、法令・通達等に従い、治水・利水上の支障や、他の工作物への影響。周辺土地利用の状況、景観、その他の自然的及び社会的選り を損なわないことなどを踏まえ、個別箇所毎に判断することになります。なお、権政 革特区の第7次提案(2005年)における愛媛県新居浜市からのご提案は、地下建設物 である公共下水道の管類を縦断方向に設置することに関してご提案を頂いたものと承 知しております。	9	
310213040	31年 2月13日	31年 3月6日	31年	設計受託契約及び 工事監理受託契約 締結時の重要事項 説明手続き緩和		(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通省	建築士法における重要事項説明については、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築士 約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築士 に対し、管理建築士の他の当該建築士事務所に属する建築士は以下、管理建築士 等にいう。とり、設計受託契約の内容及どその履行に関す 事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。また、管理建築士等は 説明をするともは、当該建築士に対し、一級建築生免許証、民能建築士免許証明書者しくは木 連建築士免許証以書を提示しなければならない旨が規定されております。	建築士法第24条 検討を予の7 定	IT技術を活用した建築士法における重要事項説明については、関係団体の意見を聴取し、その結果を踏まえて検討します。		
310215001	31年 2月15日	31年 4月22日	31年 5月24日	沿道店舗敷地と歩道の間の縁石設置 に関する対応の柔 軟化	【提案の具体的内容】 開発許可申請において、店舗敷地と歩道の間の縁石(以下、「内縁石」)を設置しない場合でも、協議により開発行為を許可するよう、国から地方自治体に対して通知すべきである。 【提案理由】 コンピニエンストア等の店舗を建設する際に、開発許可申請手続きのなかで、地方自治体等から内縁石の設置を強制されることがある。 しか、人内機工による子供、高齢者の転倒事故を発生しており、歩行者の安全性確保の観点から内縁石の設置が必ずし生望ましいとは限らない。 したがって、内縁石の設置が必ずし生望ましいとは限らない。 したがって、内縁石の設置は無条件に強制されるべきものではなく、協議を行ったうえで判断するよう、各地方自治体に通知すべきである。	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通省	都市計画法における開発許可において、良好な宅地水準を確保するため同法第33 条に規定する基準(技術基準)への適合を求めているところです。 また、同法第2条第1項により、開発許可を暗乱ようとする者は、あらかじめ、開発 行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければなりません。	都市計画法第32 現行利度	都市計画法における開発許可において、良好な宅地水準を確保するため同法第33 衆に規定する基準(技術基準)への適合を求めているところです。 開発行為の円滑な施行、公共施設の管理の適正性を確保するため、同法第32条算 切実により、開発許可を申請ようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある既 数の公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければよらない盲規定されていま す。 歩道側の縁石については、実際に受闘するよ許有・制度運用制作において、独自の技 伝わりませんが、国土交通省としては、開発計 が最単を定める場合には必要性を十分考えた上で申請者に必要以上の負担を求めな いよう助言しております。	至	

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討	内閣府で	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管	Litto Litto					シルー
文刊留写	安刊日		りまとめ日	<b>灰米</b> 尹垻	佐未の共体的内合寺	主体	官厅	庁 制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	における再 プにお 検討項目 処理力	
310215002	31年 2月15日	31年 3月22日	31年 4月24日	道路の切り下げ工事の承認申請における期間の統一	ならない。その申請から承認までの期間について、道路管理者が地方自治体であ	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交流	通省 道路管理者以外の者が、道路に関する工事又は道路の維持を行う場合には、道路管理者の承認を受けて行うことが可能です。	道路法第24条	現行制度 下で対応 可能	道路法第24条の規定に基づく道路管理者以外の者が行う工事(以下「承認工事」という。)は、道路管理者の死逐を受けて行うことが必要であり、当該承認に係る標準的な処理期間については、「道路系型4条の承認及び第24条件であったが、第34条第35号道路局路政長差通道により、持つまでの信果地理期間であませたで34条第35号道路局路政長差通道により、持つまでの信果地理期間を原因とて2~3週間として34条の、処理期間に原則については引き続き短縮に努めてまいりますので、御理解・御協力のほど、お願い致します。		
310215003	31年 2月15日	31年 3月22日	31年 4月24日	貨物自動車運行管理の点呼における ロボットの活用		(一社)日 本経済団 体連合会	国土交	い、並いに争業用目  動車の連行の安全を確保するために必要な指示をしなくてはなら をいこととしています。 とは、	7条第1項 貨物自動車運送事 業輸送安全規則の 解釈及び運用につ	検討を予 定	ロボットの定義が定かではありませんが、いわゆるロボットが完全に運行管理者に代わって点年業務を行うためには、現在運行管理者が点呼時に実施している。目視、運転者との会話等を通じ、運転者の健康状態等の確認や、様々な情報に基づ、運行整能に関する所等について、ロボットが人間が行うのと同等程度実施できるようになることが必要と考えられるところ、実用にに向けた技術の開発状況等を踏まえつつ、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。		
310215005	31年 2月15日	31年 3月22日	31年 4月24日	特殊車両通行許可申請手続きの迅速 化	【提案の具体的内容】 特殊車両通行許可申請手続きについて、申請から許可までに要する時間を短縮す べきである。 【提案理由】 一定の規格を超える車両が道路を通行する際には特殊車両通行許可を得なけれ ばならないが、通常、申請から許可まで3か月以上の長い期間を要している。その ため、寸法・重量の大きいトラックを用いて効率的に貨物を運行とする事業者に 大きな負担がかかっている。 要望が実現することで、輸送需要の変化に柔軟に対応できるようになり、物流の 効率化につながる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交	道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊でありやむを得ないと認めるときは、車両を基行させようとする者の申請に基づいて、道路の構造を保全し、又は交通の投資を防止するため必要な条件を付して、車両制限令で定める車両の諸元の最高限度を超える車両の通行を許可することができる。	道路法第47条の2 第1項	現行制度 下で対応 可能	特殊車両通行許可の審査については、許可までに時間を要しているのが実態であり、大変ご迷惑をお掛けしております。許可件数の増加により、平成29年度で平均審査日数が約51日でありましたが、平成31年月において約20日まで短縮したところです。 引き続き、特車通行許可の迅速化を図るため、当面の対策として、 (1)車両型センシング技術等を活用した道路構造の電子データ化により、地方管理道路分配含からによる一括審査を推進。 (2)使良事業者に限り特率通行許可期間の延長等、迅速化に向けた取組を進めて参ります。		
310215006	31年 2月15日	31年 3月22日	元年 7月25日	自動車登録における印鑑証明書事前 る印鑑証明書事前 化・簡素化	- 田を个安とりへさじめる。	(一社)日 日 日 日 日 日 会 子 後 済 会 会	国土交	所有権の公証を目的とする自動車の登録申請においては、真正かを判断するため 印鑑証明書の添付を求めているところ、自動車の製作を乗よする者、自動車の販売を 乗とする者のは自動車運動業事者等においては、登録申請件数を制張し、かみその 印鑑証明書を事前に運輸支局等に届出し、支局長等の承認を得ることにで印鑑証明 審の提出に代えるものとして運用しております。 なお、検認手続については、印鑑証明書の有効期間が3ヶ月であることを鑑み、3ヶ 月毎となっております。	自動車登録令第1 6条	その他	自動車登録手続きにおける印鑑証明書の事前承認については、これまで運輸支局 等毎に、地域の実情に応じて運用されてきているところです。当話承認手続きの統一 については、現在の運用から変更することに伴うユーザーへの影響も考慮しつつ、申 請者の負担軽減につながる方法について、地域の実情を調査の上、統一化、簡素化 が可能か検討してまいります。 なお、個別の提案事項(1)~(5)に関しては、以下のとおり考えております。 (1)及び(2)印鑑証明書の事前承認申請の書式・様式及び提出書類並びに承認の表 示方法の統一については、現在の運用から変更することに伴うユーザーへの影響も考 返しつつ、申請有の負担登減につながあ方法について、地域の実情を調査の上、統一 化、簡素化が可能が検討してまいります。 (3) 印鑑証明書の事前承認については、各運輸支局長等が地域の実情等を踏まえ 行っているため、金運輸支局長等からそれぞれ事前承認を得る必要があります。 (4) 印鑑証明書の事前承認については、印鑑証明書の有効期間内に限って有効とし ているため、自動車登録を第16条第つ項を定じまり、3ヶ月毎が妥当と考えます。 (5) 事前承認の期間を5年間に統一することについては、地域の実情等を踏まえなが ら、可能が検討してまいります。	Δ	7

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

<b>亚 山</b> 亚 <b>D</b>	W 4.0	所管省庁	内閣府で		中央関係を確認する中央	提案	所管	Δ: 持快部の受管を判断するため、争務局が 	所管省庁の検討結!		規制改革 ワーキン 推進会議 グ・グルー
受付番号	受付日		の回答取 りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	における再 検討項目 プにおける 処理方針
310215007	31年 2月15日	31年 3月22日	31年 4月24日	内統船における機関士乗船入数の削減	【提案の具体的内容】 近海・限定近海・沿海区域を航行区域とする船舶について、機関士が1名でよいとする推進機関出力の上限を1750キロワット未満」から引き上げるべきである。または、A東迪海東船や機関室無人運転が可能な船舶等、機関士の業務負荷がからい窓舶については、推進機関の出力が750キロワットを一定程度超過していても機関土1名でよいとすべきである。 【提案理由】 船舶職員及び小型船舶採艇者法施行令では、近海・限定近海・沿海区域を航行区域とする船舶について、機関土1名のみの乗船でもよいのは、推進機関の出力が750キロワット未満の場合に限るとしている。しかし、同今が制定された1983年上に戦して、船舶に搭載される主機の性能は向上し、故障率も低減しているため、その上限を引き上げることが望ましい。特に、予約・清浄を必要としない本庫池を製き上する船舶への全額を指入する場合に限った。機関土の人数が少なぐても適能して動船舶とで、機関土の人数が少なぐても適能して動船的とであります。 近年、内船海運の船員不足が実別はするなか、機関土を産保できず停船を余様、強くれる船舶を、主機の出りを750キロアトネ満に抑え、機関土1名乗船で渡ぐ船舶も出始めている。要望が実現けずるなか、機関土を産保できず停船を余様、強くされる船舶や、主機の出りを750キロアトネ満に抑え、機関土1名乗船で渡ぐ船舶も出始めている。要望が実現することで、船員不足が進行するなかでの内航海車の特持、機関土削減による輸送コストの削減につながる。	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通省	を文件する研技工を来り組ませなければあるないことでもよいによす。 近海・陽定近海・沿海区域を航行区域とし、機関出力750kw以上1500kw未満の船舶 の場合、4級若しくは5級海技工(機関)の海技免状を受有する者を機関長として、ま よりないよくは5級本は人は88度のなせためたタモナスネカーで機関サービで、おり	船舶職員及び小型 船舶操縦者法第18 条、第20条 船舶職員及び小型 手	内航業界から要望のあった機関出力が750kw以上のA重油専焼船(機関区域無人化船)に係る機関士の乗組みの緩和について、関係者とともに検討しているところです。	
310215008	31年 2月15日	31年 3月22日	31年 4月24日	拡大に係る特例措	【提案の具体的内容】 499総トン以下の貨物船が、船員の確保育成のための居住区域拡大により500~ 509総トンとなった場合でも、499総トン以下とかなして構造選挙業法及び港側法 の規定を適用すべきである。 【提案理由】 (担案理由】 (担案現由) (担案現由) (表現の主義を選集の主義を選集の主義を選集の主義を選集の主義を選集の主義を定した。 (出表現の直接算成のための居住区域拡大により500~509総トンとなった場合で も、船員配乗の基準及び設備に関する一部の安全要件については499総トンの場合と同等に扱うという特例措置が構じられている。 しかしなが、足漕運送事業法及び港削法には同様の規定がないため、前述の 特別情値の適用を受ける船舶も500総トン以上として同議の規定が選定が会 特別情値の適用を受ける船舶も500総トン以上として同議の規定が選定が会 特別情値の適用を受ける船舶も500総トン以上として同議の規定が認め行を受けなければならない港湾があるため、銀泊地選定の自由度が低下する。また、港湾運送事業法上、500%とりとして紹介の機との関する事業者は商校がでなくなる。このような制約に、軌道の特別情値とよる居住の関本に発達の数がけどなっている。 要望が実現することで、特別措置活用による貨物船の居住区域拡大地域を	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通省	①:港湾運送事業法体系 沿岸荷使事業の範囲に限定した港湾荷役事業の許可をもって行うことができる貨物の 積卸しは、港湾運送事業法施行規則(昭和34年運輸省令第46号)第3条の2に規定さ れる秘と改めのシ大津流の船舶の貨物の積卸しとなっています。 ②:港則法体系 港則法体系 港則法体系 市場大部 港間大部 市場である。 記 市場である。 記 市場である。 記 市場である。 記 市場である。 記 市場である。 記 市場である。 記 の に の に の に の に の に の に の に の に の に の	法施行規則第3条 の2 ②: 港則法施行規 則第4条第1項、別	船員の育成及び確保のため船員室を増設したことに伴い総トン数500トン以上510トン 未満となった船舶について、以下の増置を講するよう、必要な作業を進めています。 (1) に提案の対象となっている船舶に関して、沿岸荷校卓柔の範囲に実施上た港湾有 便事業の許可をもって貨物の積卸しを行うことができるよう、港湾速送事業最后行規 則第3条の2について所要の改正を行います。あわせて、港湾速送事業報告規則第5 号柱式の沿岸積を実績の記載箇所について行るの改正を行います。 2) に提案の対象となっている船舶に関田される港内の交通ルールに関して、総トン数 50トン未満の船舶に適用される交通ルールに関付の基準となるよう、港削法施行規則 第4条第1項、別要第4等について所要の改正を行います。	ž į
310215009	31年 2月15日	31年 3月22日	31年 4月24日	認証を取得した船 舶内装材料に対す	提案の具体的内容] 船舶の内装材料について、登録船級協会によるEU舶用機器指令(以下、「MED」) 船舶の内装材料について、登録船級協会によるEU舶用機器指令(以下、「MED」) モジュール日に係る審査・証明を受けている場合には、船舶安全法第の条の4および高洋系数と収り、手数を助か止に関する法策割り条の49 第49条の9に基づく型式系器(以下、「JG型式承認」)の試験を免除すべきである。 「提案理由」 EU加盟国のいずれかに船籍を有する船舶に搭載される舶用品については、船級協会による型式承認とは別に、MEDの基準に適合していることの審査・証明が必要となる。その審査・証明は、型式整度(モジュールBと品質管理審査(モジュールフスは巨・の組み合わせにより行われる。 一方、JG型式承認における試験立会については、登録船級協会4組織(一般別団法人 日本海事協会、LDグは「Repister Group Limited、DNV GL AS、American Bureau of Shipping)に対し接定代行権が認められている。 しかし、欧州船と協会を担保している。 Lかし、欧州船と協会を任うにより、日本のは、の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の		国土交通省	我が国は、防火性能が求められる船舶の内装材料については、国際的に統一した条約の内容を結尾する強制コードである2010FP2コードに基づき、適合性を審査し型式条認を得ったいます。これは、SOLAS条約を推進したEU加盟国についても同様です。なお、型式承認は、船舶に搭載する時件であって、船舶安全法第6条の4及び海洋汚染等及び同法第45条の45と乗り実の助に止倒する法律第19条の49で単介を治船始安全法第6条の4及び同法第43条の9に基づき型式承認を受け検定に合格したものは、製造した物件の検査を省略することができるとした検査の合理化制度です。	船舶安全法第6条 /4 海洋汚染及び海上 災害の防止に関する法律第19条の49 及び同法第43条の 9 船舶防火構造規則 昭和559年12月25日 潜金全法に係る試験・での他 機関等の活用について」 火災請験方法の適 用に関する国際 コード2010 (2010FP2ード) (21、5.1.1、5.2.1 MM	我が国では、内装材料(防火用材)の基準適合性の確認において、以下のとおり試験 データを活用した型式水器が可能という制度の効率化スキームを相しています。この スキームを他の取得時にご高中ルただくとでいる式来認られて試験を免除することが可能です。 ・我が国及び相互主義/力国が認めた試験機関が実施する火災試験である場合(※1) ・登録船舷協会の検査員が立会う火災試験である場合(※2) (※1)デンマーク、エストニア、ギリシャ、オランダ、ノルウェー、スペイン、英国の7カ国は、LST OF RECOGNIZED TEST LABORATORES(SSE.1/Grc.3/Rev.1 16 January 2018。以下1所の以末り使いりストラというによいて表が固定され他面の対策により実施では、よりまなの以外によいて表が固定され他面の対策により場話が、より場話が、上がまりを選出していることから、我が国としても相互主義により当話がのデータであっても活用を認めると重直している。 2010FTPコードでは、主管庁に対し確立された承認方法にしたがって製品を承認することを表めています「2010FTPコードを1.1]。 提案者が任じ加盟国のいずれかに系語を有する船舶に搭載される舶用品は、船級協会による型式承認とは別に、MEDの基準に適合していることの番音 証明が必要したと表めています(2010FTPコードを1.1)。 正とないるように、MEDの内装材料(防火用料)の家認は、EUかに固定のいずれかが家認した認証機関が、基準適合性の確認を試験データの内容から書畫し、型式承認を行っています。 ・一方、日本籍的の主管庁たる我が国においては、内装材料(防火用料の素)を開かるに対象であるが国においては、内装材機関的実施した経験デタの内容から書きし、型式承認を行っています。 なお、2010FTPコードでは、型式家経を折らています。 なお、2010FTPコードでは、型式家経を折らに行う場合において、有効期限(5年)を過ぎた試験データに高が承認は方式ないこと「同ち2.1 )及び火災試験は主管庁が承認した試験使用で実施しなければならないこと「同ち2.1 )及び火災試験は主管庁が承認した試験使用で実施しなければならないこと「同ち2.1 )及び火災試験は主管庁が承認した試験使用で実施しなければならないこと「同ち2.1 )及び火災試験は主管庁が承認した試験使用で実施しなければならないこと「同ち2.1 )及び火災試験は主管庁が承認した試験使用で実施しなければならないこと「同ち2.1 )が定められています。	

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

	5.4.D		内閣府で	担点主任		提案	所管	i	所管省庁の検討結果			ワーキン グ・グルー
受付番号	受付日	への検討 要請日	りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	における再検討項目	プにおける
310215011	31年 2月15日	31年 3月22日	31年 4月24日	の適用除外	に埋达未務部ガの9へ(を弗二百に冉安託9の場百じめつ(も、登録・計刊を安	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通省	貨物利用運送事業とは、他人(荷主)の需要に応じ、有償で、利用運送を行う事業といい、自ら運送機関を使用しないが、荷主より運営を収受し、荷主に対し運送責任を負うものです。これに該当する事業を経営しようとする者は登録又は許可を受ける必要があります。	貨物利用運送事業 法第2条、第3条及 び第20条 現行制度 と契約を締結した上で運送業 下で対応 等の発注者に対して受託者 貨物利用運送事業に該当し	案件等の受託者(以下、単に「受託者」という。)が発注者 主者と運送契約を締結する場合であっても、当該入札案件 が運送責任を負わないのであれば、受託者の行う事業は ません。したがって、貨物利用運送事業の登録又は許可 件等を受託することは可能です。		
310215016	31年 2月15日	31年 3月22日	31年 4月24日	産業廃棄物処理施 設の建替えの手続 き簡素化の要望	【提案の具体的内容】 産業廃棄物処理施設の同規模かつ同形式の焼却施設の建替えについて、日量処理量が同じかつ、環境負荷が変わらないもしくは改善する場合には、設置許可を不要もしくは届出とすべきである。 【提案理由】 産業廃棄物処理施設等の建設は、建築基準法第51条の規定において「その他政 今で定める処理施設にあたり、建築するにあたって、①県の都市計画審議会の議 を経た後で②特定行政庁(市)の許可、の2つの手続きが必要である。 産業廃棄物処理施設の建結したかこでは、規制緩和が既にされ、能力が1.5倍 以内の建替の場合は、「軽微変更」として都市計画審議会の必要なしとされてい るものの、その後の特定行政庁による許可に事前制を要している。 事業継続の観点から、産業廃棄物処理施設の建替のづち、同規模かの同形式の 快却施設の建替えの場合、自型処理量が同じかつ、環境負荷が変わらないもしく は改善する場合には、設置許可を不要もしくは届出とすべきである。	(一社)日 団 伝達合会	国土交通省	建築基準法第51条において、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでむければ、新築し、又は神祭してはなかないこととされています。ただし、特定行成庁が制造原果都市計画会の議を経て許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは神祭する場合においては、この限りでないとしています。 建築基準法施行令第130条の2の3第1項第6号において、建築基準法第51条ただと書の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築対に係る整理又は用途変更後の処理能力が、当該許可に係る整理又は用途変更後の処理能力の1.5倍以下のもの等について、再度の許可を不要としては一般ところです。  また、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第6号に該当するものについては、都市計画書議会における書議及び特定行政庁による許可のどちらも不要です。	建築基準法第51条 建築基準法施行令 第130条の202、 第130条の203			
310218003	31年 2月18日	31年 3月22日	元年 7月25日	自動車抵当法の活 用、所有権留保の 原則禁止、中間省 配登録の排除	はから、信董により購入したと消貨者が理解している以上は、一定額以上を支払つ	個人	法務省	自動車の売買においては、売主と買主の合意の下、売買代金が完済するまでの間担保として、所有権留保や核当権の設定という選択をすることが可能となっております。 自動車検査証への抵当権に関する記載については、自動車検査証は当該自動車が検査の日において保安基準に適合していたことを証する書面であり、抵当権の設定の有無及びその内容を表示してはよりません。 ディーラーの下取りについては、道路選送車両法(昭和26年法律第185号)においては、同法に基うき登録を受けた自動車について所有名の変更があったときは、同法第13条の規定による移転登録を受けたければならないことされております。また、移転登録申請の際には、自動車登録や(昭和26年政党第256号)第16条に基づき、作成後3月以内の印趣証明書を添付しなければならないとされております。	ずは売主と買主との間の売ま おります。 自動車検査証への抵当権 が検査の日において保安基 権の設定の有無及びその内 が、抵当権の設定の有無及びすることが可能となっており することが可能となっており ディーラーの下取りについ では、同法に基づき登録を受	所有権留保も含む多様な契約形態が存在するところ、ま 夏契約の内容に基づき処理されるべきものであると考えて に関する記載については、自動車検査証は、当該自動車 準に適合していたことを証する書面であることから、抵当 容を表示することは適当ではないと考えております。な がその内容については、登録事項等証明書において確認 ます。 には、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)におい とけた自動車について所有者の変更があったときは、同法 録を受けなければならないこととされております。		

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

5 / 5 D	= // D		内閣府で	坦克吉德		提案	所管	Ē	听管省庁(	D検討結	果	規制改革 ワーキン 推進会議 グ・グルー
受付番号	受付日		の回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令	等 対応の	対応の概要	における再 プにおけん 処理方針
310227002	31年 2月27日	31年 3月22日		看板落下事故の接 護婦軍者板」の落下 事本が増えている。 入的報告も出対 東が必要である。	い者が参戦できるようになった。	ティック株	消耗国	る表色来看の表色物具でからかられる可能はものがより。	①(ア)·①(ウ 屋外広告物法 条、第10条 ①(イ) 製造物責任法 ②(ア) 建設業法第25	対応不可 ①(ウ) 現行制度 下で対応 可能	「たに、設定物別性はは、氏はいよるかな行為「金、人損者が損失性の特別にめり、 その規範を個別具体的な事業について解別、過期することは、司法府(裁判所)の判 断に変わられています。看板にも様々な種類のものがあることが想定され、個々の看 板が製造物質性法の対象となるか否かは個別事例ことの判断となります。 したがって、個別事業に対する判断に司法府の役割である一方、どのようなものが製 途物責任法の対象となるかにいうことは製造物責任法の象とや逐条解説においてすで に一定程度明らかにされていることから、お寄せいただいたご提案について対応するこ	
310304004	31年 3月4日	31年 4月22日	31年 5月24日		【提案の具体的内容】 店舗、劇場、学校、病院、共同住宅等の建築物について、外部からの安定的な電 選供給が可能な場合は、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって 「予備電源」を設置したとみなすべきである。 【提案理由】 近年の耐震技術の向上等により、震度7クラスの地震でも倒壊しない堅牢なビルと 堅牢な洞道へ設置した電源装置・配線等からの電源供給については、敷地内に自 実発電機等を設置するのと同等かそれ以上の電力安定確保が可能になるケース が大多数によると思われることから、これら外部からの安定的な電源供給が可能 なケースにおいては、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって「予備 電源」を設置したと認めていただきたい。 日本内燃力発電設備協会などによる過去の調査結果によれば、災害時にメンテ ナンス不良になる自家発電機の停止は多発している。定期的でよるを実 する電源装置からの外部電源供給のほうが、むしろ自穿発電よりも安定的な「非常 電源」の確保が確保が可能になると考えられる。 東第1の音像が確保が可能になると考えられる。 東第2の音像が確保が可能になると考えられか可能となる。また、拠点間での設備 共用化により、各社、各拠点による多重投資の抑制につながり、経済的な設備構 業ができる。	(一社)日 本経済団 体連合会	国土交通省	・建築基準法では、火災発生直後の停電時等に、避難や教助等のために設置されている非常用とや特種設備等について、予備電影の設置が義務づけられております。 予備電影とでは、自家発電機で各電池等があり、例えば、非常用といっいては、必要とする電力が大きいため、自家発電装置を設置することが一般的となっております。 なお、建築基準法においては、建物の機能継続等の災害時の被害抑制を想定した予備電源の設置を義務づけられておりません。	・建築基準法が 令第126条の3 項第10号 ・建築基準法が	:行 第1 対応不同 :行	・建築基準法で義務づけられている予備電源として、「外部からの非常用電源を受電する設備」を用いることについては、災害による停電時等において、安定的に電力が供給されるかが不明確であるため適当でないと考えます。また、所有者、管理者等が定期的に必要な維持管理を行うことにより、災害時にメンテナンス不良による自家発電装置等の停止は発生しないと考えます。	

## 更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会膳(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ 各ワーキング・グルーブ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付E		内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管			果	規制改革 ワーキン 推進会議 グ・グルー
文刊留写	文的口		りまとめ日	<b>佐米尹</b> 垻	旋来の具体的内台寺	主体	官庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	における再 検討項目 プにおける 処理方針
310320001	31年 3月20日	31年 月22日		建設業許可、宅建 禁許可、不動産特 定共同事業許可の 見直し	これらの中語学偏期间と、中語後の番筐期间においては、真恰有を雇用し、争務 話えむ罢して 雑誌してむかたければたたたい しかしたがた 禁司がなるまでは	個人	国土交通省	退所採礼争がら把力産場向長等は到速するまでが期間を10日とい、把力産場向長等 (に当該申請が到達した日の翌日から起算して当該申請に対する処分の日までの期間 を90日としています。 不動産特定共同事業許可については、不動産特定共同事業法施行規則第88条第 項において、標準処理期間として許可の申請が到達してから90日以内に処分するよう。	29年6月26日国土 建第117号) 宅地建物取引業法 の解釈・運用の考 え方(平成13年1月 対応不可 6日国土交通省総 動発第3号)第4条	(建設業計可) 令和元年通常開金に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律家。(第9次地方分権・括法案が提出とれたことのです。 法案が法律として成立に、場合には、令和2年4月より、建設業計申請等における都道府県 接由事系が集止されることとのります「都道店県が経日事務経験を希望した。場合には終く。これにより、従来料庫者が修造原保知の事務所に当該に大地方金融局の事務所に対して、地域の表別を登録を表していた期間(おおさわ30日程度)が不要となることを請案え、許可の申請に要する。 まで、通常変更ていた期間(おおさわ30日程度)が不要となることを請案え、許可の申請に要する場所を知識を失ることとしています。 で、通常変更でないまれる。日本の事業計可) で、選手を開始を表していた期間(おおさわ30日程度)が不要となることを指案え、計可の申請に要する で、選手を制度の条件。不必然特定、共同事業の許可申請については、申請を書の申請については、申請の事業によっては、各地方整備等で申請の事業に対しては、会計・計可制度の建設を表したが、標準処理期間については、免計・計・可制度の建設を、表しては非常を指表えた適正な事業ののとならたが、標準処理期間については、免計・計・可制度の建設を表示とからな必要かっ相当な期間であると考えています。 また、2年業の免許・許可申請にあたり事務的事業の選集の等を指表えた適正な事業のの必能を表示しまい。 はまれる事業の発売・許可申請にあたり事務を指表が行いていませんが、申請後に補正である。 また、2年業の免許・許可申請にあたり事務を記まれる。 また、2年業の免許・許可申請にあたり事務を記まれる。 また、2年業の免許・許可申請にあたり事務を記ましていています。 また、2年業の会計をできた。2年では、2年では、2年では、2年では、2年では、2年では、2年では、2年では、	
310328003	31年 3月28日	31年 月22日		市街化調整区域の空き家対策	市街化調整区域の空き家対策について提言申し上げます。現在、市街化調整区域の既存住宅を売買や質負しようとすると離繁行政窓口において用途変更許可要件事前協議と称するチェックがありまして、売買の場合には買受希望者の固定資産を前している。また、買買の場合には買出者でありません。また、買買の場合には買出希望者本人以外の第三者への買出を作しませた。現をおいる。時代は関係とは「最初を受ける人」となった。「自己は自己は関係となった。」といる。「自己は自己は自己は自己は自己は自己は自己は自己は自己は自己は自己は自己には自己に	個人	国土交通省	市街化調整区域において開発行為を行う場合には、当該区域は、市街化を抑制すべ を区域であることから、原則として開発行為が禁止されており、都市計画法第34条に 規定する一定の要付に該当するものに限り立即が認められております。 また、土地の区画形質の変更を伴わない場合であっても、市街化調整区域において 建築物の研集、改業又は用途販をそ行为者に、同法第42条以前43条に、基づき 開発許可権者の許可(用途変更の許可)を受ける必要があり、用途変更の許可に当 たっては、新規立地の場合と同様、同法第34条の基準への適合が求められます。	都市計画法第34 現行制度 条、第42条、第43 下で対応	市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域においては、建築物等の立地が許可されるのは周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で行うことが 困難又は著した不適当と認めため場合に限めれており、市街に関壁区域内の既存の 住宅についても、その考え方に則り、用途変更の許可を行っております。一方で、空等の活用については、相当期間直に利用されて建築物であって、既存集落の維持のために必要な質貨柱を等については認めても差し支えない旨、固から開発許可基本に対し、技術的動意を行っております。 いずれこしても、開発許可基系は地方公共団体の自治事務であり、基準に該当する か否かの判断は、名開発許可事系は地方公共団体の自治事務であり、基準に該当する か否かの判断は、名開発許可事系は地方公共団体の自治事務であり、基準に該当する で個別具体に判断することとなります。	